

〔論 説〕

## NFT (ノンファンジブルトークン) の譲渡による所得は

### 譲渡所得か? もしそうであれば非課税所得か?

—NFTの「生活に通常必要な動産」該当性—

泉 絢 也

#### I 研究の目的

筆者は、ブロックチェーンを利用したCryptokittiesというゲームを通じてノンファンジブルトークン (Non-Fungible Token。以下「NFT」という) という言葉を知った。最近はこのNFTの利用が様々な分野に広がっている。例えば、ブロックチェーンゲームのほか、アートないしコレクティブルの世界にもNFTの種が蒔かれ、成長している。一部において投資又は投機の対象となっている感があるものの、特に耳目を集めたものとしては、令和3年3月11日、オークションハウスのクリスティーズでMike Winkelmann (通称Beeple) 氏によるNFTベースのアート作品「Everydays: The First 5000 Days」が約6900万ドルで落札された。純粋なデジタル作品に、事実上、これが本物であることを保証するためにNFTが利用された<sup>(1)</sup>。また、同年3月22日には、Twitterの共同創業者であるJack Dorsey氏の最初のツイートがNFTマーケットプレイスのValuablesにNFTとして出品され、約290万ドルで落札された<sup>(2)</sup>。

上記NFTに紐付けられた作品等はいずれもネット上で誰でも閲覧可能であるにもかかわらず、デジタル資産ないしデジタルコンテンツをNFTに紐付けることによって、真正な保有者が誰であるかを証明し、これを取引の対象とするような仕組みが広まっているということである。もっとも、NFTを現物資産と紐付けることも可能である。

NFTという語は、法令用語ではなく、定義も確立していないが、直訳するならば、代替性 (fungibility) のないトークン、非代替性トークンを意味する。この意味でのNFTという語のポイントは、トークンであること及びそのトークンに代替性がないことに集約される。トークンとは、ここではデジタルの証票や引換券と理解しておけば足りるであろう。代替性について、一般的なトークンは、各単位 (ユニット) に同一で交換できる価値が付与されていて、いわば1万円札はどの1万円札も同じ価値をもっているのと同じことがいえる。これに対して、NFTは各単位にユニークな価値が付与されているため、他のトークンと区別することが可能となり、非代替的である。

もっとも、少なくとも現時点では、トークンの発行について、ブロックチェーン技術が

(1) <https://www.christies.com/features/Monumental-collage-by-Beeple-is-first-purely-digital-artwork-NFT-to-come-to-auction-11510-7.aspx>。なお、本稿で引用するURLの最終閲覧日はいずれも令和4年2月9日である。

(2) <https://v.cent.co/tweet/20>。

用いられていること及び非代替性について、トークンに固有の情報を付与することで非代替性という性質を確保していることが一般的である。よって、NFTとは、ブロックチェーン上で発行されるトークン自体に固有の値や属性をもたせた代替性のないデジタルトークン（証票）であると説明される<sup>(3)</sup>。

NFTの発行とは、イーサリアム・ブロックチェーン上のNFTであればERC-721などといったように、発行するブロックチェーンの規格に準拠してトークンを作成する行為である。これを発行者でない者に最初に移転する行為も含めて発行という場合もある。デジタルアートをNFT化した当該トークンであり、ブロックチェーン上で実際にやりとりされるもの（アートNFTとも呼ばれるもの）の発行場面を考えると、アート作品をもつアーティストと、そのNFTの購入者が存在し、それぞれが当該ブロックチェーン上のトークンに係るウォレットを有していれば、アーティストが作品をNFT化した上でNFTを購入者に対して発行することが可能となる。もっとも、現在のNFTマーケットにおいては、NFTの発行が発行者・購入者の二者間で完結することは少なく、NFTの発行と販売を一手に担うOpenSeaなどのマーケットプレイスやプラットフォームが関連当事者として無視できない存在となっている<sup>(4)</sup>。

ブロックチェーン上のトークンは、通常の場合、一つひとつに個性がなく、同じトークンが多数存在する。これに対して、NFTでは、同じものは存在せず、一つひとつのトークンが他のトークンと区別できる個性を有するように設計することが可能である。この性質を利用して、特定物や特定のデジタル資産をNFTに表章させて、ブロックチェーン上で取引可能なものにできる<sup>(5)</sup>。両者のつながりは、「表章」、「紐付け」、「裏付け」などの語を用いて表現しうる。

かようなNFTが登場することにより、デジタルコンテンツやデジタル資産といわれるものを譲渡等するような取引が活発化し、新たなビジネスが創出されることなどが見込ま

- 
- (3) 河合健ほか「デジタルマネー・デジタルアセットの法的整理第3回 各論2『ノン・ファンジブル・トークン及びセキュリティトークンに係る法規制』」NBL1161号78頁以（2020）、長瀬威志ほか「NFTと法律関係第1回 NFTの仕組みと私法上の整理」NBL1202号61頁（2021）、天羽健介＝増田雅史編著『NFTの教科書』181頁〔増田雅史＝古市啓〕（朝日新聞出版2021）参照。今後、ブロックチェーン技術以外の技術を用いて発行されるトークンで非代替性を有するものもNFTと呼ばれる可能性は否定できない。参考として、資金決済法上の暗号資産も、少なくとも法文上、ブロックチェーン技術を用いていることを要件としているわけではなく、ブロックチェーン技術によらないものでも同法2条5項の定義に該当すれば、資金決済法上の暗号資産に該当しうる。藤川信夫『コーポレート・ガバナンスとフィンテックの制度設計の新展開―スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード、会社法改正ならびに買収防衛策の現代的変容などに伴う新たなガバナンスとプラクティスの課題と展望―』419-420頁（文眞堂2020）参照。
- (4) 天羽＝増田・前掲注(3)181,185頁〔増田＝古市〕参照。NFTの取引を通じて扱われる（デジタル）アート作品はNFTアートと呼ばれることもある。通常、ブロックチェーン上で作品それ自体が記録され流通するわけではないため、NFTアートは上記のアートNFTとは区別される。小さなドット絵などがNFT化の対象であるなど、コンテンツ自体をトークンの内容として記録することが可能であるような例外的な場合を除いて、NFTアートとアートNFTとは一致せず、このように両者が一致しないときにこそ、アート作品とNFTとをどう関連付けるか（NFTの取引を通じてアート作品を取引しているといえる法的な状況をどう創出するか）が、いわゆるNFT化やその後の法律関係を明確化する上で問題となることが指摘されている。天羽＝増田・同書185-186頁〔増田＝古市〕参照。
- (5) 河合ほか・前掲注(3)78頁参照。

れるところ、既存の税制がこの新しい NFT というものにどのように適用されるのか、どのような想定外の問題が起こるのか、という点に関心が寄せられる。現時点では、国税庁から NFT の課税関係に関するガイダンスは発信されていない。暗号資産の税制が足かせになっているとして日本の有力スタートアップや優秀な頭脳が国外に流出しているという報道もある中で<sup>(6)</sup>、既存の税制や課税の不確実性がわが国における NFT 関連のビジネスや技術の発展を阻害するという指摘が出てくることも予想される。

以上の状況を踏まえて、本稿は、NFT の課税関係を考察し、現行法令の問題点を指摘する。本稿における考察は、主としてアート（実物絵画と、デジタルコンテンツとりわけデジタル絵画）に紐付けられた NFT を素材としているが、これは、議論のわかりやすさに加えて、NFT が普及してきたターニングポイントはデジタルアート作品の売買であるといわれること<sup>(7)</sup>及び世界中に着々とアート作品のマーケットプレイスやプラットフォームが形成されていることを考慮したことによる。NFT の発展を、意図せず税制が阻害することのないよう NFT の課税関係を先行的に検討し、解釈論及び立法論双方の場面における議論の土台作りに行くべくかでも貢献したいと考えている。よって、実物絵画とデジタル絵画の相違点をすべて列挙した上で、両者の課税関係が異なることの問題点を指摘するものではない。

具体的には、NFT に特有の課税関係を考察する際の着眼点として、① NFT そのもの、② NFT に紐付けられた資産ないし権利、③その紐付けの態様の3つがあること及び基本的には②に着目すべきであることを前提とした上で、「NFT に紐付けられた実物絵画の所有権」又は「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」のいずれかの権利を表章する NFT を念頭に置いて、次の見解を示す。

- ・ いずれの NFT を譲渡した場合も、所得税法上の譲渡所得に該当しうる。
- ・ 現行法の下では、NFT が実物絵画とデジタル絵画のどちらと結び付いているかによって、譲渡益を非課税とする規定や譲渡損失をなかったものとする規定の適用の有無を巡り、課税関係が異なりうる。
- ・ かような課税関係の分かれ道を作り出す規定上の要因は、譲渡益の非課税規定から委任を受けた政令がその適用対象資産を「動産」に限定していることにある。
- ・ デジタル絵画は「動産」に当たらないため上記各規定の適用対象から外れることとなるが、かように「動産」であるか否かによって課税上の取扱いを異なるものとするに合理性があるかという疑問を提起しうる。

## II NFT の特徴と私法上の法律関係

### 1 NFT とその特徴等

NFT は、ブロックチェーン上で発行される固有の値や属性をもたせた代替性のないデ

(6) 日本経済新聞朝刊「酷税に失望、デジタル頭脳去る 暗号資産の調達に法人税、『日本では戦えない』」(2021.11.8) 参照。

(7) 足立明穂『だれにでもわかる NFT の解説書』21 頁（ライブ・パブリッシング 2021）参照。美術手帖 2021 年 12 月号も参照。

デジタルトークンであり、それ自体は有体物として存在しているわけではないが、ブロックチェーン上で移転し、その記録を残すことが可能なものである。ブロックチェーン技術とは情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、暗号技術の利用により、取引記録を分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、暗号資産に用いられている基盤技術である<sup>(8)</sup>。

ブロックチェーンによる分散管理では、従来型の情報一元管理と比較して、ネットワークの一部に不具合が生じてシステムを維持することを可能とする高い可用性、仲介役がなくとも安全な取引を行えることによる取引の低コスト化といった効果が見込まれる。なりすまし行為やデータの改ざんが困難である高い完全性も認められ、台帳により過去のデータを参照することができることから、データの改ざんをリアルタイムで監視することも可能となる<sup>(9)</sup>。改ざんが不可能であり、かつ、過去のデータを追跡可能であるなどの特徴はブロックチェーンを基盤とする NFT に引き継がれる。

NFT は、イーサリアム・ブロックチェーン上での取扱いが可能な ERC-721 や ERC-1155 といった NFT 用の規格 (同ブロックチェーン上の開発に関する技術的な共通規格) に準拠したトークンとして発行されるのが一般的である。これらの規格では、トークンごとに固有の ID を設定することで代替不可能性を確保できる上、固有の情報をメタデータとして併せて記録する方法も定義されているため、その活用により、外部サーバー等に保存された動画等のリッチコンテンツを当該 NFT と組付け取得してることが可能となる<sup>(10)</sup>。また、NFT には、発行された時点から、複数のウォレットやマーケットプレイス上で確認・利用することができるという相互運用性や、様々な付加機能をそのデータ自体にもたせることができるプログラム可能性がある<sup>(11)</sup>。NFT が発行者から最初の取得者に移転した後でも、当該 NFT が転々流通する都度、その取引金額の一部を自動的に最初の NFT 発行者に還元可能な仕組みを作ることできる<sup>(12)</sup>。

かような特徴を有する NFT は、その活用により、デジタルコンテンツに希少性をもたらし、その真正な保有者の証明を可能なものとする。このことによって、デジタルコンテンツが資産性や経済的価値のある取引対象としての性質を有しうる。この点については次のような見解が示されている。

- ・ 本来、デジタルコンテンツは複製が無料かつ容易なために希少性を表現することができなかったが、耐改ざん性と来歴管理 (取引履歴、権利の移転履歴の管理) 等の特徴を有する、固有の値や属性をもたせた NFT を活用することで、デジタルコンテンツに希少性を表現し、結果として資産性をもたせることが可能となった。これにより、デジタ

(8) 総務省『平成30年版 情報通信白書』128頁 (2018) 参照。https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/index.html.

(9) 株式会社三菱総合研究所社会 ICT イノベーション本部「ICTによるイノベーションと新たなエコノミー形成に関する調査研究」88頁 (2018) 参照。  
https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h30\_02\_houkoku.pdf.

(10) 増田雅史=古市啓「NFTと著作権—アート NFTに関するケーススタディー」コピーライト726号43頁 (2021) 参照。

(11) 「いまさら聞けない NFT 入門」暗号資産4巻7号55頁 (2021) 参照。

(12) 増田=古市・前掲注(10)43頁参照。

ルコンテンツを NFT に表章することで経済的価値をもたせ、市場での取引対象とすることが可能となっている<sup>(13)</sup>。

- ・ ブロックチェーンのもつ、耐改ざん性と来歴管理の特徴を生かすことにより、NFT が「偽造不可能な鑑定書+所有証明書」の性質を帯びる。これにより、NFT に資産性が生まれる。一意性、唯一無二性をもち、全く同じトークンは存在しないという特徴を有する NFT は、一点モノ（コンテンツ）をトークンで表現することを実現可能とし、個体管理が必要なデジタルコンテンツの用途に用いられる<sup>(14)</sup>。

現在はデジタルコンテンツを表章する NFT が取引の中心となっているように思われるが<sup>(15)</sup>、実際にはこのような利用法にとどまらない。現物資産と NFT とを紐付けることにより、ブロックチェーンが有する追跡可能性という特性を活かして当該現物資産が正規品であることを確認し真正性を担保したり、NFT に現物資産のデジタルな兌換券としての役割をもたせることで、プラットフォームでの売買を通じて現物資産の流動性を向上させようとしたりするサービスなども存在している<sup>(16)</sup>。

NFT は、「流通性は高いがコピーが容易で希少性がない」というデジタルコンテンツの常識を覆し、いわば一点モノのデジタルコンテンツを作成・販売することが可能になるだけでなく、インターネットやマーケットプレイスを通じたデジタルコンテンツの流動性の向上や、事前に定められたルールに従い自動で取引を執行するシステムであるスマートコントラクト等を活用することにより、二次流通取引の対価の一部をクリエイターに対して還元する仕組みを構築できるというプログラム可能性やクリエイターに対する収益の還元可能性といった特徴を有することから、NFT を活用した新たなビジネスの創出が期待されている<sup>(17)</sup>。

以上のような特徴を有する NFT には、いまだ発見されていない又は実用化されていない多種多様なユースケースが存在するといえよう。今後、本稿における考察を足掛かりとして、ユースケースごとに NFT の課税関係を考察することも考えられる。

なお、NFT を活用するといっても、デジタルコンテンツの複製が容易であること自体は変わらないし、基本的にはデジタルコンテンツそのものが代替不可能なデータとなるわけではない。この点については、次のような指摘がある<sup>(18)</sup>。

- ・ NFT を発行する場合、現時点の技術上、データ容量の大きいデジタルコンテンツに

---

(13) 長瀬ほか・前掲注(3)62-63頁参照。

(14) 株式会社日本総合研究所先端技術ラボ「NFT (Non-Fungible Token) に関する動向」2頁(2021)参照。  
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/12710.pdf>。

(15) なお、NFT に限らず、ブロックチェーン上で発行されるトークンの機能や当該トークンに表章される権利は様々であり、そもそも何も表章しているとはいえない場合も考えられることについて、天羽=増田・前掲注(3)181頁〔増田=古市〕参照。

(16) 長瀬ほか・前掲注(3)62頁参照。

(17) 長瀬ほか・前掲注(3)64-65頁参照。

(18) 長瀬ほか・前掲注(3)63-64頁参照。なお、IPFSについて、NFT アートの場合、仕様によっては作品へのアクセス（例えば、高画質のデジタルデータのダウンロード）を購入者に限定することも可能だが、IPFS を使う現在の標準的な仕様では作品データへのアクセス自体はオープンであり、オーナーが独占することはできず、この点は NFT アートの特徴といえるという指摘として、木村剛大「フィジカルアートとの比較から考える NFT アートの特徴と法律的課題」美術手帖 2021 年 12 月号 89 頁(2021)参照。

係るデータをブロックチェーン上に記録することは現実的ではないため、トークンIDやオーナーアドレスなどの情報がブロックチェーン上に記録されるにとどまり(オンチェーン)、デジタルコンテンツの名称やコンテンツデータを保存したURLなどのメタ情報とコンテンツデータそれ自体はブロックチェーンの外側(オフチェーン)で管理・保存されることが一般的である。

- ・ デジタルコンテンツの名称やコンテンツデータを保有したURLなどのメタ情報及びコンテンツデータそれ自体をオフチェーンで保有する場合、具体的にどのような方法で保存するかはNFTの発行者等に委ねられているものの、HTTP(Hyper Text Transfer Protocol)又はIPFS(Inter Planetary File System)に記録することが一般的である。
- ・ IPFSは、データが格納されている「場所」を指定するのではなく、データごとに固有のID(データのハッシュ値)を割り当て、データの内容自体を直接指定して情報にアクセスする仕組みであり、ネットワーク参加者において分散的にデータを管理する非中央集権的な仕組みといえ、データの改ざん又はインターネット上からのデータの完全削除は困難であるという特徴を有するが、この方式によりデータを管理するからといって、IPFSを用いてアップロードされたデジタルコンテンツのダウンロードやコピーを制限することはできない。

## 2 NFTを巡る私法上の法律関係

上記のとおり、NFTの活用によって、デジタルコンテンツは資産性や経済的価値を有するものとなり、取引対象になりうる。それでは、例えば、アーティストが自分の作品をNFTとして発行し、マーケットプレイス等で購入希望者の募集と決定が行われ、NFTの販売契約が成立し、これに基づいて履行がなされた場合や購入者が後にこれを譲渡した場合においては、関係当事者は法的に何を取引していることになるのか、取引対象は何か、という問題がある<sup>(19)</sup>。別の角度から見ると、NFTの購入者や保有者はどのような権利を有しているのかという問題として捉えることも可能である。

課税関係は私法上の法律関係を基礎にして構築されるため、NFTを巡る私法上の法律関係を理解することは、基本的な課税関係を導く上で重要である。現在のところ、この点を扱う論稿は非常に少ない状況にあること及びケースによってその法律関係に関する考察は様々に分岐していくことを考慮し、以下では、本稿の主題との関係において必要な範囲内で、主としてNFTの取引における取引の対象は何か、NFTは何を表章しているのか、NFTの購入者や保有者はどのような権利を有しているのかという点に関心を寄せつつ、私法上の法律関係に関する議論を整理・参照する。

(19) NFT販売契約に基づく履行について補足すると、NFT販売契約に基づき、NFT購入者からアーティストに対し、NFT移転の対価の支払(典型的にはアーティストの指定アドレスへのイーサ等の暗号資産の移転によってブロックチェーン上で履行される)がなされ、アーティストからNFT購入者に対し、ブロックチェーン上でNFTの移転が行われる。その際、プラットフォーム事業者を含む関係当事者への手数料が利用規約に従い当事者により支払われるほか、ブロックチェーンによっては、ネットワーク上で取引を実行すること自体の手数料(イーサリアム・ブロックチェーンの場合、いわゆるガス代)が経費として差し引かれることとなる。天羽=増田・前掲注(3)183頁〔増田=古市〕参照。

### （1）実物絵画に係る権利を表章した NFT

NFT に現物資産のデジタルな兌換券としての役割をもたせることで NFT プラットフォームでの売買を通じて現物資産の流動性を向上させたりすることを企図して、現物資産に係る権利を NFT に紐付けて発行・販売することが考えられる<sup>(20)</sup>。例えば、実物絵画を NFT に紐付けて、当該絵画に係る所有権を表章した NFT の売買を行うケースである。

注意すべきは、この場合に、NFT それ自体に対する所有権を観念することはできないが、これに紐付けられている実物絵画に対する所有権を観念しうることである。所有権の客体は物であり、不動産以外の物を動産といい、物とは有体物をいい（民 85, 86 ②, 206）、かつ動産は有体物に限定されるという理解を前提とするならば<sup>(21)</sup>、有体物ではない NFT は所有権の対象とならない一方、当該 NFT に紐付けられた実物絵画は、有体物、動産として所有権の対象となる。そして、実物絵画を NFT に紐付けて、当該絵画に係る所有権を表章した NFT を取引の対象とすることができる。

ただし、NFT の譲渡に伴って当然に当該実物絵画の所有権までも移転するものではなく、その所有権の移転を行うためには、ブロックチェーンの外（オフチェーン）において、当事者間で当該実物絵画の譲渡に係る合意が必要となる。そのため、プラットフォームにおいてこのような現物資産に係る権利を表章した NFT の売買を行う場合、当該プラットフォームの利用規約等において、NFT がいかなる権利を表章しているのか、また、NFT の移転と当該 NFT に表章された現物資産に係る権利の移転の連動性をどのように担保しているのか等を確認する必要があることが指摘されている<sup>(22)</sup>。

### （2）デジタル絵画に係る権利を表章した NFT

他方、デジタル絵画を NFT に紐付けて、そのデジタル絵画に係る何らかの利用権を表章した NFT の売買を行う場合、NFT にしても、デジタル絵画にしても、何らかの利用権にしても、有体物ではないのであるから、所有権の客体とはならないため、NFT の譲渡によって、NFT やデジタル絵画の所有権が移転することにはならない。

この点について、次のような見解が示されている<sup>(23)</sup>。

- ・ 確かに、NFT を第三者に移転できる者は、通常、それが記録されているブロックチェーン上のアドレス（ウォレット）に対応する秘密鍵を知る者に限られ、当該者が当該 NFT を事実上専有することから、一般的な意味でいうところの所有関係があると見る余地はありそうであるが、やはり、民法上、所有権の対象となりうるのは有体物のみで、無体物（姿かたちのないもの）であるデジタルアートを含むデータは法的な意味での所有権の対象とならない。
- ・ 所有権があれば、その占有を奪われたら所有権に基づく返還請求権を行使することが

(20) 長瀬ほか・前掲注(3)62, 67 頁参照。

(21) ただし、暗号資産の文脈でこのような前提を再考する契機を提供する論稿として、森勇斗「暗号型財産の法的性質に関する『物』概念からの再検討—民法 85 条の趣旨に関する制定過程からの問いかけ：暗号通貨（仮想通貨）にかかる議論を踏まえ—」一橋研究 45 卷 1=2 号 1 頁以下（2020）参照。

(22) 長瀬ほか・前掲注(3)67 頁参照。

(23) 天羽=増田・前掲注(3)189-190 頁〔増田=古市〕参照。

できるが、NFTには類似の権利がなく、例えばNFTを勝手に移転されてしまっても、その返還請求権を当然に行使できるわけではなく、法的には、NFTの保有がNFTに紐付けられたデジタルアートを所有していることにはならず、デジタル所有権といった表現も少々不正確なものといわざるをえない。

また、著作権法上の保護の対象となる著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものである（著作2①一）。NFTそれ自体はブロックチェーン上に記録されるデータにすぎず、NFTに思想が創作的に表現されていると解することは困難であり、著作物には該当しないと考えられている<sup>(24)</sup>。

それでは、NFTの譲渡によって、デジタル絵画に係る著作権も移転するか。この点については、次のように解されている<sup>(25)</sup>。

- ・ 所有権の移転は生じないとしても、NFT、あるいはNFTアートと呼ばれるもの（デジタル絵画などのデジタルコンテンツとNFTを結び付けたもの）の譲渡に伴って当該デジタルコンテンツに係る著作権それ自体が譲渡されるかという点、必ずしもそうではなく、その譲渡によって当事者が何を譲渡の目的としたのかを、合理的な意思解釈によって決定することになる。
- ・ 著作権法上、翻案権や二次的著作物に関する権利の譲渡には特掲が要求されていること（著作61②）に加え、実際に著作物が表現された有体物が譲渡されても著作権自体の譲渡は頻繁には行われていないことを踏まえると、通常、NFT、あるいは上記NFTアートは「NFTと結び付いているデジタルコンテンツを利用する権利」を譲渡対象としていると解釈されることが多い。
- ・ NFTによって表章される権利が、著作権法上の著作権（支分権）の対象となる行為を行う権利であるかは、NFTが流通しているプラットフォームの利用規約や、NFTによって表章されるデジタルコンテンツの性質によっても様々である。

(24) 長瀬ほか・前掲注(3)66頁、井上乾介ほか「NFTと法律関係第3回 NFTの著作権法」NBL1207号97頁(2021)参照。

(25) 長瀬ほか・前掲注(3)66頁参照。長瀬ほか・同論稿66-67頁では、Aが動画などのデジタルコンテンツをNFTアートとして創作し、Bに譲渡する場合の文脈において、次のように続けている。

「NFTプラットフォームによっては、NFTの譲渡に際して、①当該NFTが表章するデジタルコンテンツをコピー・配信・二次創作をする権利や、②デジタルコンテンツを閲覧・視聴する権利を譲渡している事例が存在する。①デジタルコンテンツをコピー・配信・二次創作をする権利を譲渡する場合、著作権法上の支分権の対象となる行為である、複製（同法21条）、公衆送信（同法23条1項）および翻案（同法27条）等する権利を譲渡することとなる。これに対して、②デジタルコンテンツを閲覧・視聴する権利が譲渡の対象となっている場合、これはそもそも著作権（支分権）の対象となる行為ではない。いずれにしても、Bはデジタルコンテンツについて、著作権は取得していないこととなる。この場合、AとBは、契約によって、Bにデジタルコンテンツを利用することができる契約上の地位を設定したに過ぎず、NFTアートがNFTマーケットプレイスで譲渡等される場合も契約上の地位が譲渡されることになる、という整理になることには留意が必要である」

天羽＝増田・前掲注(3)183頁〔増田＝古市〕は、アーティストとNFT保有者間の法的関係について、「NFT保有者がアート作品に関して何らかの利用権を有することを前提としたNFTの販売である場合、アーティストとNFT保有者の間で、利用規約（やNFT販売契約）に基づき、著作権等に基づくライセンス権が設定される…。これはプラットフォームを通じたサブライセンス（アーティストからプラットフォームに対するサブライセンス権利付きのライセンスがなされていることが前提となる）である場合もある」と説明している。

次の見解を確認することで理解が深まる<sup>(26)</sup>。

- ・ NFT 自体は、所有権その他法律上の権利の対象にならないため、NFT の保有者に、法律上、何らかの権利や法的地位が付与されるわけではないが、デジタルコンテンツは、著作権の対象になるため、デジタルコンテンツを表章する NFT（コンテンツ NFT）の保有に「デジタルコンテンツの著作権等の法律上の権利の保有」の意味をもたせることもありうる一方、コンテンツ NFT を用いたビジネスの多くは、コンテンツ NFT の保有に対して「コンテンツ NFT を構成するデジタルコンテンツを一定の方法で利用できる契約上の地位の保有」の意味をもたせているように見受けられる。
- ・ この場合、デジタルコンテンツの権利者の側から見ると、かような NFT の保有は「デジタルコンテンツの権利者からコンテンツ NFT の保有者に対するデジタルコンテンツの利用許諾」と捉えることができる。
- ・ もっとも、デジタルコンテンツの利用方法は、著作権法上の法定利用行為に限られないため、コンテンツ NFT の保有の実質的な内容が法律上当然に導かれるわけではないことから、コンテンツ NFT の保有の実質的な内容は、コンテンツ NFT の発行者又はプラットフォームが別途定める利用許諾条件によって規定しているのが実情であるという。これらの見解によれば、デジタル絵画に係る権利を表章した NFT を譲渡する場合については、「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」（「NFT に紐付けられたデジタル絵画を一定の方法で利用できる契約上の地位」も含む<sup>(27)</sup>）を取引の対象としているケースが多いといえよう。例えば、複製権（著作 21）、公衆送信権（著作 23）、翻案権（著作 27）など NFT の譲受人（保有者）にどのような権利が許諾されているのか、あるいは、何ら法的権利というべきものは存在しないのかは、NFT の発行者、マーケットプレイスやプラットフォームが定める利用許諾条件や関係当事者間の個別の合意によるのであろう。利用許諾に関して、少し補足をしておくと、契約自由の原則から、他の強行法規に反しない限り、当事者は自由にその利用許諾の内容を定めることができ、許諾を受けた者は、

---

(26) 井上乾介ほか「NFT と法律関係第 3 回 NFT の著作権法」NBL1207 号 97-98 頁（2021）参照。同論稿 105-106 頁は、プラットフォームの利用規約に係る文脈であるが、利用許諾の対象行為として、デジタルコンテンツを見る、聞くなど著作権法上の支分権の対象とならない利用行為のみを認めるのか、デジタルコンテンツを SNS にアップロードして投稿するなど著作権法上の支分権の対象となる利用行為まで認めるのかを検討する必要があり、特に前者は、コンテンツ NFT の価値の中核である一方、著作権では直接カバーされないため、利用許諾契約で規定することで初めて（債権的）権利となるとしている。また、その保有者自身の私的利用に限定するか、商業的利用を認めるか、プラットフォーム外のウェブサイトで一般に公衆に展示することを認めるかなど、利用許諾の対象行為の目的と具体的態様を考慮する必要があるとする。

(27) 参考として、井上ほか・前掲注(24)98 頁における次の見解を参照。

デジタルコンテンツを表章する NFT であるコンテンツ NFT の保有を「コンテンツ NFT を構成するデジタルコンテンツを一定の方法で利用できる契約上の地位の保有」とした場合、コンテンツ NFT の譲渡の法的構成として、次の 2 つがある。第 1 に、より素朴な構成として「譲渡人がコンテンツ NFT を構成するデジタルコンテンツを一定の方法で利用できる契約上の地位を譲受人に譲渡する行為」（契約上の地位の譲渡）と構成する。第 2 に、コンテンツ NFT を保有することをデジタルコンテンツの利用許諾の条件とし、コンテンツ NFT の譲渡によりコンテンツ NFT の保有を失った時点で譲渡人との利用許諾契約が自動的に終了し、コンテンツ NFT の保有を獲得した時点で譲受人との利用許諾契約が自動的に発生すると構成する。民法や著作権法は、第 1 の構成につき著作権者の承諾（著作 63 ②）を要求する以外には特段のルールを示しておらず、いずれの法的構成を採用するかは、関係当事者の合意による。

その許諾の範囲内で利用できる(著作63②)。債権は、その性質上許されないときを除き、譲渡することが可能であるが(民466)、許諾による著作物の利用権は、著作権者の承諾がない限り譲渡できない(著作63③)<sup>(28)</sup>。著作権の利用許諾は諾成契約であり、黙示の契約ということもありうる<sup>(29)</sup>。

なお、NFTのプラットフォームやマーケットプレイスの利用規約等が実際にどのような形で定められているかという点について、次のような見解が示されている<sup>(30)</sup>。

- ・ いくつかのNFTのマーケットプレイスの利用規約を見てみると、そこでは通常、NFTの法的性質は明示されておらず、せいぜい、NFTの保有がNFTアートの著作権の保有を意味するわけではない旨が説明されている程度である。
- ・ NFTの保有者が行いうる行為も、プラットフォームやアート作品ごとに大きく異なり、非商業的利用のみを認めるもの、商業的利用も認めるもの、複製や展示など一部の利用方法のみを認めるものなどがある一方で、特定のアートに紐づくNFTの保有者であること(その作品のパトロンであること)をNFTの購入・保有という事実により世間に示せるだけで、何らかの利用が許諾されているわけではない場合も多く見られる。
- ・ このようなNFTの保有を通じてNFTアートを利用できる範囲は、プラットフォームで一律に決まっている場合もあればNFTを発行するアーティストがNFTごとに個別に設定できる場合もある。

### 3 NFTの暗号資産該当性等

NFT自体はいわば情報を記録する器であり、NFTに表章される権利やNFTの有する機能は様々であるところ、稀なケースであると考えているが、NFTは、場合によっては、暗号資産(資金決済2⑤)、前払式支払手段(資金決済3①)、又は有価証券(電子記録移転権利等。金商2等)等に該当しうる<sup>(31)</sup>。このうち、暗号資産該当性については次のように考えられている<sup>(32)</sup>。

- ・ デジタルアートやデジタルコレクティブルなどのデジタルコンテンツを閲覧・視聴できる権利を表章するNFTなどは、通常は支払手段としての経済的機能を有しないことから、物品・役務提供の代価の弁済として不特定の者に対して使用できるものとはいえないため、資金決済法2条5項1号の暗号資産の要件を満たさない。
- ・ NFTが個性を有する代替性のないトークンであって、いわばデジタルなモノとしての性質を有し、資金決済法2条5項1号の暗号資産を対価として取引されているにとどまる場合には、同号の暗号資産と同等の経済的機能を有さず、同項2号の暗号資産にも該当しない。
- ・ これに対して、NFTであっても同一又は類似のNFTが複数枚発行され、社会通念上、

(28) 中山信弘『著作権法〔第3版〕』530頁(有斐閣2020)参照。

(29) 中山・前掲注(28)529頁参照。

(30) 天羽=増田・前掲注(3)188-189頁〔増田=古市〕参照。

(31) 長瀬ほか・前掲注(3)64頁。

(32) 長瀬ほか「NFTと法律関係第2回 NFTと金融規制」NBL1202号64頁以下(2021)、河合ほか・前掲注(3)79頁以下参照。

泉 絢也：NFT（ノンファンジブルトークン）の譲渡による所得は譲渡所得か？もしそうであれば非課税所得か？

他と区別されないものが多数存在するような場合であって、かつ、商品やサービスの購入手段としても使用できるような場合は資金決済法2条5項1号の暗号資産と同等の経済的機能を有するものとして、同項2号の暗号資産に該当する可能性は否定できない。

### Ⅲ NFTの譲渡による所得は譲渡所得に該当するか

譲渡所得に該当する場合には、長期譲渡所得に係る2分の1優遇の規定の適用を受けることができるし、場合によっては、30万円以下の「生活に通常必要な動産」の譲渡所得の非課税の規定の適用がある。よって、ある所得が譲渡所得に該当する否かという点は、納税者にとって重要な問題である。以下では、営利目的で継続的にNFTの製作や販売を行っているわけではない一般の個人が行う他から購入等したNFTを譲渡することによる所得、通常、「NFTを譲渡する」、「NFTを売る」などと表現される取引による所得が譲渡所得に該当するかという点を中心に検討する。

#### 1 考察の前提

NFTは、ブロックチェーン上で発行される固有の値や属性をもたせた代替性のないデジタルトークンであるが、通常、裏付けとなる資産の存在しない暗号資産と異なり、トークンによって表章される裏付け資産が存在するケースが考えられ、この場合には関係当事者はこれも取引の対象としていると解される。この点については、NFTは、いわば現物資産やデジタルコンテンツなどとその保有者を紐付けるデジタルな証明書をブロックチェーン上に記録する技術であることから、NFTの売買等を行う場合、当該NFTに紐付けられた資産に係る権利についても取引対象として考慮することが必要であるとの指摘がなされている<sup>(33)</sup>。

デジタルコンテンツに係る権利のみならず、現物資産に係る権利をNFTに紐付けて発行・販売することも考えられる。絵画を例にすると、実物絵画に係る権利を表章したNFTとデジタル絵画に係る権利を表章したNFTが存在する。デジタル絵画に係る権利を表章したNFTを譲渡する場合については、「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」（「NFTに紐付けられたデジタル絵画を一定の方法で利用できる契約上の地位」も含む）を取引の対象としているケースが多いと考える（前記Ⅱ2参照）。また、NFTの保有者が「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を有していなくとも、製作者のDiscordなど「特定のコミュニティに参加する権利」を有している場合もあると考える。

さて、NFTに特有の課税関係を考察する際に、①ブロックチェーン上を移転するNFT、②NFTに紐付けられた資産ないし権利、③NFTとこれに紐付けられた資産ないし権利に係る紐付けの態様（例えば、コンテンツのデータ等は、オンチェーン又はオフチェーンであるか、HTTP又はIPFSによって管理されているかなど）のいずれに着目すべきか。NFTには、その価値の裏付けともいえるべき資産が存在し、例えば、NFTを売買するといった場合に、関係当事者は、究極的にはその裏付け資産又はこれに係る権利を売

(33) 長瀬ほか・前掲注(3)66頁参照。

買の目的物、あるいは取引の対象として考えているともいえる。関係当事者の意思や（ここは様々な議論がありうるのであるが）NFTの価値の源を考慮すると、基本的には、上記②のNFTに紐付けられた資産ないし権利に着目すべきであると考えられる。このことに、NFTの保有者が有する権利などNFTを巡る租税法以前の法律関係について、必ずしも明らかでない点もある上、プラットフォーム等の規約や関係当事者間の個別の合意内容等により区々となることも併せ考慮し、本稿における考察は、実物絵画又はデジタル絵画がNFTに紐付けられており、「NFTに紐付けられた実物絵画の所有権」又は「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」のいずれかの権利を表章するNFTを前提とする。

もっとも、暗号資産に該当するNFTや、所得の性質又は所得の種類ではなく収入又は費用の計上時期など他の特定の課税関係を考える場面において、上記①のNFTというトークンそのものに注目することや上記③のNFTとこれに紐付けられた資産ないし権利に係る紐付けの態様に注目することもありえよう。なお、前記Ⅱ3のとおり、NFTそれぞれ自体が、暗号資産、前払式支払手段、又は電子記録移転権利その他の有価証券<sup>(34)</sup>等に該当するケースも絶無ではないと解されるが、議論が複雑化するため、このようなNFTは考察の対象外とする。

## 2 譲渡所得の要件

譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で一定のものを含む）による所得である（所得税33①、所得税令79）。譲渡所得の金額は、総収入金額から取得費及び譲渡費用を控除し、最高50万円の特別控除額を控除して算出する。自己の著作に係る著作権などの譲渡による所得や取得の日以後5年を超えてされた資産の譲渡による所得（長期譲渡所得）は、課税標準が2分の1となる（所得税22②二、33、所得税令82）。

ある所得が譲渡所得に該当するかどうかは、所得税法33条の資産該当性と譲渡該当性が重要な要件となる（もちろん、所得の存在が前提となるほか、資産の譲渡「による」所得であることも必要である）。ただし、「たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得」は譲渡所得に該当しない（所得税33②一）<sup>(35)</sup>。

(34) 金融商品取引法2条3項の電子記録移転権利を表示するものは資金決済法上の暗号資産の定義から除外されている（資金決済2⑤柱書）。この点に関して、荻野昭一「暗号資産に関する改正資金決済法・改正金商法について」資本市場407号62-63頁（2019）は、暗号資産の定義が機能面に着目したものであるのに対し、電子記録移転権利の定義が投資性の法的性質に着目したものであり、両者は排他的な関係に立たないにもかかわらず定義で明確に区分されたことに起因して、電子記録移転権利は暗号資産としての性質を有しているにもかかわらず、資金決済法の適用はないという問題が起りうることを指摘している。資金決済法上の暗号資産の定義に依存する租税法令においても同様の問題意識が当てはまる。

(35) 「営利を目的として継続的に譲渡される資産」とは棚卸資産や準棚卸資産の内容を説明するための修飾語であり、これら資産の内容を規定していると解釈すべきで、積極的な内容をもっている文言は「営利を目的として継続的に譲渡される」という部分だけであり、これによって、雑所得に係る準棚卸資産の範囲を画するものであるという見解として、岡村忠生『所得税法講義』207頁（成文堂2007）参照。準棚卸資産の意義等について、酒井克彦「準棚卸資産の譲渡による所得は雑所得か（上）・（下）—『準棚卸資産が先か雑所得が先か』を巡る議論」税務事例49巻6号1頁以下、7号1頁以下（2017）も参照。

泉 絢也：NFT（ノンファンジブルトークン）の譲渡による所得は譲渡所得か？もしそうであれば非課税所得か？

所得税法 33 条にいう資産とは「譲渡性のある財産権をすべて含む観念」であり、動産、不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位などが広くそれに含まれると解されている<sup>(36)</sup>。また、同条の譲渡については、「有償であると無償であるを問わず所有権その他の権利の移転を広く含む観念」であり、売買、交換、競売、公売、収用、物納（ただし、譲渡はなかったものとみなされる。租特 40 の 3 参照）、現物出資等もこれに含まれると解されている<sup>(37)</sup>。

### 3 NFT の譲渡による所得は譲渡所得に該当するか

一般に、実物絵画を個人が譲渡した場合の所得は、当該個人が営利目的で継続的に譲渡しているときを除き、譲渡所得に該当する。「実物絵画と結び付いている NFT」を譲渡する場合には、「NFT に紐付けられた実物絵画の所有権」を譲渡していると考えられるため、結局、上記の NFT を利用せずに実物絵画を譲渡した場合と同じ課税関係になり、譲渡所得に該当すると解される。

それでは、NFT がデジタル絵画と結び付いている場合はどうか。所有権の客体は物、すなわち有体物であるという前提を置くならば、有体物ではないデジタル絵画に対して所有権を観念できない点で NFT が実物絵画と結び付いている場合と状況は異なる。しかしながら、所得税法 33 条 1 項の資産とは「譲渡性のある財産権をすべて含む観念」であり、譲渡とは「有償であると無償であるを問わず所有権その他の権利の移転を広く含む観念」であるという上記の理解を前提とすると、「デジタル絵画と結び付いている NFT」を譲渡する場合も、「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」という資産を譲渡しているため、同じように譲渡所得になりうる<sup>(38)</sup>。かような譲渡所得該当性の結論は、基本的には、NFT に紐付けられた資産や権利に着目して、課税関係が構築されるという理解を前提としている。

もちろん、実物絵画の場合もデジタル絵画の場合も、NFT の譲渡による所得が、「たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得」に該当する場合は譲渡所得に該当しない。これらに該当する場合には、その譲渡による所得は、譲渡所得ではなく、事業所得又は雑所得になる（所得税 27, 33, 35）。

## IV NFT の譲渡益は非課税、譲渡損失はなかったものとされるか

### 1 所得税法 9 条 1 項 9 号と同条 2 項 1 号の概要

上記のとおり、一般の個人が「実物絵画と結び付いている NFT」を譲渡した場合も、「デジタル絵画と結び付いている NFT」を譲り受けて譲渡した場合も、いずれも譲渡所得に

(36) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』265 頁（弘文堂 2021）参照。

(37) 金子・前掲注(36)265 頁参照。

(38) ブロックチェーンにおける処理が前保有者から新保有者に同一のデータが移転するという形になっていない場合にどのように理解すればよいかという問題はあるが、「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」が観念的に移転しているのであれば、所得税法 33 条の譲渡に該当すると解される。

該当しうるが<sup>(39)</sup>、NFTが実物絵画とデジタル絵画のどちらと結び付いているかによって課税関係が異なる分かれ道がこの先に存在する。

#### (1) 譲渡益は非課税とされ、譲渡損失はなかったものとされる規定

所得税は、納税義務者に帰属することになった課税期間内のすべての所得を総合して課税するのが原則であるが、所得のうちには、その性質、担税力又は社会政策等の観点から、これを所得税の課税対象とすることが適当でないと認められるものがある。所得税法9条においては、このようなものを非課税所得（又は課税除外物件）として、所得税を課さないこととしている。非課税所得は、例えば配偶者控除や扶養控除を受けるための配偶者や親族の所得要件（所得税2①三十三、三十四）の判定の際、その所得はないものとされるし、また非課税所得の計算上損失が生じてもその損失はないものとみなされ（所得税9②）、他の所得との損益通算は認められない。このうち、本稿で着目する所得税法9条1項9号は、生活用動産（生活の用に供する動産）の譲渡所得を非課税とするものであり、担税力の考慮に基づく非課税措置として設けられている<sup>(40)</sup>。

所得税法9条1項は、柱書において「次に掲げる所得については、所得税を課さない」とし、その9号において「自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産で政令で定めるものの譲渡による所得」と定めている。これを受けて所得税法施行令25条は次のとおり定めている。

#### 所得税法施行令25条

法第9条第1項第9号（非課税所得）に規定する政令で定める資産は、生活に通常必要な動産のうち、次に掲げるもの（1個又は1組の価額が30万円を超えるものに限る。）以外のものとする。

- 一 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品
- 二 書画、こつとう及び美術工芸品

これによると、譲渡した資産が、①自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供するものであり、②「生活に通常必要な動産」であり、かつ、③貴金属等又は美術工芸品等に該当しない場合、あるいはこれに該当しても1個又は1組<sup>(41)</sup>の価額が30万円以下のものに該当する場合の当該資産の譲渡による所得は非課税となる。この場合の価額とは、譲渡時の対価の額（多くの場合、譲渡するときの適正時価に一致）を基準に判断すべきものと解されている<sup>(42)</sup>。

(39) ブロックチェーンゲームにおけるアイテムによって構成されるNFTを前提とした記述であるが、「個人がNFTを売却した場合の譲渡益は、通常、譲渡所得に区分される」という見解として、天羽=増田・前掲注(3)267頁〔藤井行紀〕参照。

(40) 武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法』325-326頁（第一法規加除式）参照。

(41) 1個又は1組の単位について、複数の部分が合成した美術品の場合、判定が難しい場合もあるが、美術界における支配的見解に照らして判定するほかないという見解として、増井良啓「美術館への美術品譲渡と所得税」税務事例研究60号44頁（2001）参照。

補足するに、所得税法9条1項9号を単体で見ると、権利などの動産ではない（有体物ではない）ものを譲渡の対象としても自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する資産という要件を満たすのであれば、その譲渡益は非課税になるという理解も成り立ちそうである。しかしながら、政令も併せて読むと、そのような見立ては否定される。同号からの委任を受けて設けられている同法施行令25条は同「法第9条第1項第9号（非課税所得）」に規定する政令で定める資産<sup>(43)</sup>について、上記のとおり、同項の適用対象となる資産を動産に限定しているからである。

法文の書振りや文脈等からして<sup>(43)</sup>、上記①の「自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する」資産であるという要件は、法律において独立の要件として定められていると解される。よって、所得税法施行令25条にいう「生活に通常必要な動産のうち、次に掲げるもの（1個又は1組の価額が30万円を超えるものに限る。）以外のもの」に該当するとしても、例えば、そもそも「生活の用に供する」資産に該当しないものは所得税法9条1項9号の適用対象外ということになる。

また、上記のように自己等が生活用動産の譲渡により利益がある場合は非課税とされる一方で、譲渡により損失が出る場合には、その損失相当額はないものとされる（所得税9②一）。損失があるとしても課税所得の計算上無視されるのであるから、譲渡所得内部における通算はできないし、他の所得との損益通算もできない。

## (2) 「生活」とは・「生活の用に供する」とは

所得税法9条1項9号等という生活とは、どのようなものであろうか。法人と異なり、個人は所得獲得活動という経済活動の主体であると同時に、所得の消費主体でもある。そして、所得税法は、経済活動すなわち業務のために供する資産と消費活動のために生活の用に供する資産とを課税上峻別して取り扱っている<sup>(44)</sup>。このような理解を前提とすると、ここでいう生活とは、所得獲得活動（生産や勤労）に対する消費生活を意味すると解される<sup>(45)</sup>。

「生活の用に供する」資産とされるためには、実際に「生活の用に供している」ことが

---

(42) 増井・前掲注(41)44頁参照。また、増井・同論稿46-48頁は、譲渡損失の場合における30万円の判定については、適正時価を基準としていた上記の譲渡所得の非課税規定の適用場面と異なり、取得価額を基準とすべきであり、立法論としては両者を区別して明記することが望ましいという見解を示している。三上寛治「美術品に関する課税制度」第23回日税研究賞入選論文集9頁（2000）も参照。

(43) 所得税法9条1項9号が生活の用に供する資産のうち非課税とする資産の具体的範囲につき同法施行令25条において定めることを委任したものと解するのが、文理上も法律と政令との機能分担からしても相当であると判示するものとして、神戸地裁昭和61年9月24日判決（判時1213号34頁）参照。また、昭和25年の所得税法6条5号の文脈であるが、平田敬一郎主税局長（当時）らは次のような説明をされたようであり、上記のような理解の下支えともなりうる（「改正法人税法及び所得税法施行規則改正の要点」日本租税研究協会会報4号6頁（1950）参照。

「法律では、通常生活に用いられる衣類、家具その他の動産で命令で定めるものには課税しないことになっているが、これを、貴石、半貴石、真珠及びこれらの製品、べつ甲製品、さんご製品、こはく製品、象げ製品、七宝製品、書画、骨董、美術工芸品でその価格が三万円をこえるもの以外のものとした。いいかえれば、これらの動産以外には課税しない。しかし非常に高価な家具を売却するような場合、それが明瞭に生活に通常必要でない認められる場合は、法律上課税せざるをえない」

(44) 酒井克彦『所得税法の論点研究』61頁（財経詳報社2011）参照。

必要なのか、それとも、その資産が「生活の用に供すべき」ものであることで足りるのか、という問題がある。この問題は、例えば、絵画を飾らずに保管しているような場合を想定するとわかりやすい。

この点に関して、現行法上の「生活の用に供する」という要件は、「実際に生活の用に供している」という意味ではなく、「生活の用に供すべき」という意味として解釈されるべきであるとした上で、「生活の用に供する」資産か否かの判断は、単にその物の性質についての判断に終始するものではなく、その物の性質とともに、その物の使われ方をも考慮しなければならないという見解が存在する<sup>(46)</sup>。また、同様の解釈を採用し、例えば、掛け軸についていえば、それを実際に床の間に飾っていることは必要でなく、蔵に置いてある場合でもこの要件を満たすとした上で、日本の美術品の中には生活の用に供するところから出発しているものが多く、季節が変わるにつれて蔵から出し入れをするようなものもあるため、蔵に置いているから「生活の用に供する」資産ではないという解釈は古来からの使用方法を無視するものであり採用できないという見解もある<sup>(47)</sup>。およそあらゆる動産が一様の取扱いとなるかという問題はあるかもしれないが、蔵の中で保管しているような場合も広く「生活の用に供する」に含まれるという解釈は十分成り立ちうる。

そもそも絵画などの美術工芸品等は「生活の用に供する」ものであろうか。美術工芸品等は人の生活を豊かにするものではあっても、「生活の用に供する」ものではないという考え方はありうるし、美術工芸品等が同時に投資目的で保有される可能性を考え合わせると、この考え方には一理ある。他方で、この考え方は生活の文化的側面をあまりに軽視するものであるといえる。やはり、美術工芸品等は、人の文化的「生活の用に供する」ことを予定された資産であるといえよう<sup>(48)</sup>。

なお、政令の規定を根拠に法律の解釈論を展開することは順序が逆であることに注意をしなければならないが、貴金属等や美術工芸品等を列挙している所得税法施行令25条は、絵画であるからといって「生活の用に供する」ものであることを否定することはしないという解釈態度を示したものと見える。また、美術工芸品等は、美を鑑賞するという側面と、投資の対象という側面とが混在しうること<sup>(49)</sup>を考慮すると、同条は、少なくとも投資の

(45) 岡村・前掲注(35)212頁参照。参考として、国税不服審判所昭和57年2月10日裁決(裁決事例集23集99頁)は、生活とは所得税法上不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務活動以外のいわゆる日常生活をすべて含むものと解すべきである、としている。また、国税不服審判所平成14年2月26日裁決(裁決事例集63集160頁)は、「所得税法第9条《非課税所得》第1項第9号、同法施行令第25条及び同令第178条第1項を総合すると、所得税法第72条第1項の規定を適用できる『生活に通常必要な動産』とは『家具、じゅう器、衣服』及びこれらに類似する生活用資産であって、通常の社会生活を営むのに必要とされる資産をいうものと解するのが相当である」としている。なお、動産が家庭生活と営業用との双方に供用されている場合については問題があるところ、主としていずれの用に供されていたかによってこの非課税規定の適用があるかどうかの判定をするものと解すべきであるという見解として、志場喜徳郎『所得税法』94頁(税務経理協会1960)参照。

(46) 佐藤英明「生活用動産の譲渡に関する所得税法の適用」税務事例研究6号37-40頁(1990)参照。

(47) 増井・前掲注(41)43頁参照。増井・同論稿43頁は、所得税法施行令25条には30万円という金額基準の要件があるため、このように解しても譲渡益非課税の範囲を不当に拡大することにはならないと付け加えている。

(48) 増井・前掲注(41)42頁参照。

(49) 増井・前掲注(41)38頁参照。

対象という側面があることのみをもって「生活の用に供する資産」に該当しない、「生活に通常必要な動産」に該当しないと考えているわけではない。

### (3) 「生活に通常必要な」とは

「生活に通常必要な」とは、どのような意義を有するのであろうか。例えば、大型オートバイが「生活に通常必要でない資産」に該当し、その盗難による損失は雑損控除の対象とはならないと判断した国税不服審判所平成14年2月26日裁決（裁決事例集63号160頁）は、「所得税法第72条第1項の規定を適用できる『生活に通常必要な動産』とは、家具、じゅう器、衣服及びこれらに類似する生活用資産であって、通常の社会生活を営むのに必要とされる資産〔下線筆者〕」をいうと述べている<sup>(50)</sup>。これに対して、次のような疑問が提起されている<sup>(51)</sup>。

- ・ ここでは、「生活」がいつの間にか「通常の社会生活」とされており、この根拠は必ずしも判然とせず、「通常の社会生活」というと「生活」概念にさらに要件を加えて解釈しているように思われるが、なぜ「通常の社会生活」でなければならないのか。
- ・ このように解すると、同事件における原処分庁が主張するように「当該動産が生活に通常必要な動産に当たるか否かは、当該動産の用途、使用状況等を考慮し、そのような状況が通常の社会生活を営むのに必要であるか否かを一般社会通念に基づいて判断する必要がある」ことになるが、所得税法の根底に流れる個々人の担税力を課税の基礎とするという考え方と整合する理解であろうか。

各個人の年収や社会的地位等によって「生活に通常必要な動産」の範囲が異なりうるのか、そうではなく社会通念によって（一般人の生活を基準に）「生活に通常必要な動産」の範囲は一律に決まってくるのか、法文からだけでは必ずしも明らかとはならない<sup>(52)</sup>。ここでの通常性は必要性の判定場面で考慮すべきであるとは思われるが、結局、社会通念に委ねられることになり、決め手に欠けるか。例えば、所得税法施行令178条1項の「生活に通常必要でない資産」の例として、1着が30万円を超える衣装を挙げる見解もある<sup>(53)</sup>。また、平成26年度改正で「生活に通常必要でない資産」の範囲に、主として趣味・娯楽・保養又は鑑賞の目的で所有する資産（ゴルフ会員権等）が加えられた理由は、これらの資産は、平均的な納税者から見て贅沢な資産であるから、その譲渡による損失につき他の資産の譲渡益との通算を認めることは理に合わないということによるという見解もある<sup>(54)</sup>。いずれも、後者の立場からはある程度、支持されるであろう。

---

(50) 上記裁決は、その使用頻度のほか、いわゆる大型オートバイであることからして、通常の社会生活を営むのに必要なものであるとはいえないことも指摘した上で「生活に通常必要な動産」に該当しないと判断している。

(51) 酒井・前掲注(44)63頁参照。

(52) この点に関して、法文が「最低限度の生活に必要な動産」などと資産の範囲を特に制限する規定の仕方ではないことを指摘するものとして、神戸地裁昭和61年9月24日判決（判時1213号34頁）参照。「生活に通常必要」か否かを当該納税者を基準に考えるのか（当該納税者が生活の用に供していることが重要なのか）、それとも、より客観的にわが国における一般人の生活を基準に考えるのか、という問題であることを示すものとして、佐藤英明「雑損控除制度—その性格づけ—」日税研論集47号55頁（2001）参照。

(53) 岡村・前掲注(35)58頁参照。

(54) 金子・前掲注(36)285-286頁参照。

この点に関して、もう少し深い考察を行う見解がある。この見解は、「生活に通常必要な」という部分の意義について、「金・真珠で装飾された時計」や「外国製で取得価額が80万円もする冷蔵庫」が対象になるかという例を示し、単に「時計」ないしは「冷蔵庫」であるから「生活に通常必要な」動産であると必ずしも単純に割り切ることはできないとした上で、その動産が「生活に通常必要」であるかどうかを判断するに当たって、考慮の対象を当該動産の基本的な機能に限定するのか、それとも、それを総合的に検討するのか、という問いを立てる。結局、この規定は、法に定める資産として「生活に通常必要な動産」を定めることに主眼があり、付加的に高価な貴石類や書画こっとう等が「生活に通常必要ではない」とされる画一的な判断基準を示したものと解するべきであるという。その上で、所得税法施行令25条をこのように解釈すると、やはり、通常必要か否かの判断は、単にそのものの基本的な機能に着目するのではなく、総合的、包括的な考察を必要とするものというべきであると論じる<sup>(55)</sup>。

上記見解は、結論として、①現在のわが国（ないしは当該納税者の住んでいる地域）において人並みと云う生活を送るのに必要な動産は「生活に通常必要」であるが、②基本的な機能等からみて「通常必要」と云うのものであっても、特殊な機能が付加されているなどの理由から同種のものに比べて非常に高価で、概ね30万円を超えるようなものは、例外的に生活に通常必要とはいえない、とまとめている<sup>(56)</sup>。

もっとも、これらの見解に対して、貴金属等や美術工芸品等以外のものに係る「生活に通常必要な」動産の判定基準として、30万円という金額基準を利用するものであって、所得税法施行令25条の文理に反するのではないか、これらの動産に対しても30万円という硬直的に設定されている金額基準<sup>(57)</sup>を適用することは妥当か、という疑問も提起されるかもしれない。貴金属等や美術工芸品等以外については、30万円という金額要件が定められておらず、「生活に通常必要」であるかどうかは、定性的に決められることを指摘する見解のほか<sup>(58)</sup>、貴金属等や美術工芸品等でない限り、高額であるかどうかは基本的に判断要素にはならないという見解もある<sup>(59)</sup>。

視点は異なるが、30万円という金額基準について、貴金属等や美術工芸品等はかかる

(55) 佐藤・前掲注(46)42-43頁参照。このような見解の裏側には、昭和40年全文改正において、規定の整理として法律と政令との文言を入れ替えたが、実質的に内容の変化はないものとして、除外規定については変更を加えなかった、というのがその実情であるという理解が存在する。

(56) 佐藤・前掲注(46)57頁の脚注(16)参照。参考として、会社員所有の車両の水害による損失相当額が雑損控除の対象となる損失の金額に該当しないと判断した国税不服審判所平成14年2月26日裁決（裁決事例集63集160頁）は、所得税法9条1項9号、同法施行令25条及び同令178条1項を総合すると、同法72条1項の規定を適用できる「生活に通常必要な動産」とは「家具、じゅう器、衣服」及びこれらに類似する生活用資産であって、通常の社会生活を営むのに必要とされる資産をいうものと解するのが相当であるとした上で、「生活に通常必要な動産」該当性を判断するに当たって、請求人の住所地は市の中心に位置し交通の便が特に悪いとも認められないことも考慮している。

(57) 昭和25年に3万円であった金額基準は、昭和27年度改正で5万円、昭和59年度改正で30万円に引き上げられてきた。

(58) 谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』304頁（弘文堂2021）参照。

(59) 金井恵美子「所得税法における損失の取扱いに関する一考察—『生活に通常必要な動産』と『生活に通常必要でない資産』の範囲—」税法566号197頁（2011）参照。

泉 絢也：NFT（ノンファンジブルトークン）の譲渡による所得は譲渡所得か？もしそうであれば非課税所得か？

金額基準によって「生活に通常必要な」動産に当たるか否かを決することが妥当であるという見解もありえよう<sup>(60)</sup>。立案担当者の解説も参考にすると、この金額基準は投資的価値のあるものであるか否かという観点から非課税とするか否かを振り分ける形式基準という見方もなしうる（後記2（2）参照）。

## 2 所得税法9条1項9号と同条2項1号の沿革・趣旨等

この後の考察のために、所得税法9条1項9号と同条2項1号の趣旨を整理する。

### (1) 候補

所得税法9条1項9号が生活の用に供する資産のうち「生活に通常必要な動産」に係る譲渡所得を非課税とする趣旨について、次の諸点が挙げられている<sup>(61)</sup>。

- ① 譲渡益が生じても通常はごく少額であるので、そのような所得にまで課税するのは執行上適当ではない
- ② 本来、値上がり目的（投機目的）で所有されているものではない。
- ③ インフレの場合を除いて、常識的に購入価格以上の価格で譲渡できることはない。
- ④ 減価償却制度を適用した結果生じた計算上の所得にすぎない場合がある。
- ⑤ どうしてもお金が必要なために家具や衣服などを売るといような場合にまで課税するのは適当ではない。

生活用動産の譲渡損益を所得税法上考慮しないことの眼目について、佐藤英明教授は、次のような理解を示している<sup>(62)</sup>。上記②④⑤は、譲渡益に課税される居住用不動産の譲渡の場合（④については建物）でも、同様に当てはまる。③について、課税所得が通常は生じないことは、生じた所得に対して課税しない理由とはならない。譲渡所得には特別控除（最高50万円）があるから、①についても大きな説得力があるとは考えられない。③の点を逆に考え、生活用動産の譲渡損益を所得税法上考慮しないことの眼目は、その譲渡損失を所得計算に反映させないことにあり、損失を考慮しない以上、たとえ所得が生じても課税対象としないことでバランスをとっていると考えるとわかりやすい。これらの規定により、古本や中古CDを古本屋や中古CD屋に売ったり、古着や不要な食器類をリサイクルショップに売ったりしたときに生じる少額の譲渡損失を、いちいち申告して還付を受ける、という納税者の行動が制限されているのである。

このように、生活用動産の譲渡損益を所得税法上考慮しないことの眼目は、その譲渡損

(60) 増井・前掲注(41)43-44頁参照。

(61) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第2版補正2版〕』92頁（弘文堂2020）参照。また、武田・前掲注(40)385頁、注解所得税法研究会編『注解所得税法〔6訂版〕』828-829頁（大蔵財務協会2019）、平田敬一郎『新税法』74頁（時事通信社1950）、水野忠恒「損益通算制度」日税研論集47号24頁（2001）、同『大系租税法〔第3版〕』338頁（中央経済社2021）も参照。また、神戸地裁昭和61年9月24日判決（判時1213号34頁）も参照。

(62) 佐藤・前掲注(61)102-103頁参照。佐藤・前掲注(52)49頁では、「家庭用動産について譲渡損益が無視されることを、損失控除のみが申告されることを未然に防ぐ制度である」と説明している。

失を所得計算に反映させないことにあり、損失を考慮しない以上、たとえ所得が生じても課税対象としないことでバランスをとっていることにあるというのであるが、所得税法9条1項9号の趣旨はこのように理解されるべきであろうか<sup>(63)</sup>。この点について、以下では、立法の沿革・経緯等を概観してみたい。

## (2) 沿革・趣旨等

### ア 昭和25年度改正

譲渡所得のうち生活用の資産の譲渡を非課税とする所得税法9条1項9号の前身規定は、昭和25年の税制改正で設けられた。当時の所得税法6条は「左に掲げる所得については、所得税を課さない。」と定めており、同年の改正において、5号に次の一文が追加された。

#### 昭和25年所得税法6条5号

第9条第1項第8号に規定する所得〔筆者注：譲渡所得〕のうち、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものの譲渡に因るもの

この規定を受けて、所得税法施行規則4条に次の定めが設けられた。

#### 昭和25年所得税法施行規則4条

法第6条第5号に規定する命令で定める資産は、生活に用いられる動産で左の各号に掲げるもの（1箇又は1組の価額が3万円をこえるものに限る。）以外のものとする。  
一 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつ甲製品、さんご製品、こはく製品、象げ製品並びに七宝製品  
二 書画、骨董及び美術工芸品

この改正に係る立案担当者の説明をいくつか見ておく。例えば、この改正については、「譲渡所得のうち、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産（貴金属類、書画、骨董等投資的価値のあるものを除く。一施行令）の譲渡によるものを新たに非課税とした…。一切の資産の譲渡による所得について課税するのは、現在の経済情勢では不穏当と考えられるからである」と説明するものがある<sup>(64)</sup>。立案担当者は、貴金属等や美術工芸品等又は少なくともその一部が投資的価値のあるものであることを認めつつ、投資的価値のあるものであるか否かを一定の金額基準（上記所得税法施行規則4条では、1個又は1組の価額が3万円）で形式的に判断する趣旨であった可能性もある。当時の所得税法に関する基本通達42は、「規則第4条の『生活に用いられる動産』とは、投資又は投機の目的で所有

(63) 佐藤教授が、この「眼目」という語を、「趣旨」を抛り所にした解釈をする際に参照されるものとして使用されているのか、あえて「趣旨」という語を使用していないのかは必ずしも明らかではないが、佐藤教授の他の論稿における記述も踏まえると「趣旨」として理解しておいてよいであろう。すなわち、佐藤・前掲注(46)49頁では、昭和25年の改正でこの規定の前身である旧所得税法6条5号が立法された際の趣旨として、武田・前掲注(40)385頁を引用し、その記述内容を述べている。

している動産以外の動産とする。但し1箇又は1組の価額が少額（おおむね3万円程度以下）のものについては、投資又は投機以外の目的で所有しているものとするもさしつかえないものとする。」と定めていたことも付言しておく。

また、「現行法においては、山林以外のあらゆる資産が譲渡所得の課税の対象となるのであるが、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他命令で定める資産の譲渡に因るものについては譲渡所得を課しないことが明定された」、<sup>(64)</sup>「現在まで実際の取扱いにおいては考慮されて来ていたところであるが、いわゆる筍生活的なものは課税されないこととなる」、<sup>(65)</sup>「従来一切の資産の譲渡による所得について課税することとしていたのであるが、これは不穏当であると考えられるからである」と説明するものもある<sup>(66)</sup>。筍生活とは、筍の皮をはぐように、衣類その他の所有品を売って生活費に充てる暮らしのことであり、特に、第二次大戦直後にいわれたようである<sup>(66)</sup>。

さらに、譲渡所得について、改正前は10分の5だけを課税する制度になっていたが、昭和25年の改正により、原則として全額課税することにし、相続又は贈与があった場合にも譲渡所得課税をすることにしたなど、譲渡所得の課税を徹底した反面において、生活に通常必要な家具、じゅう器、衣類その他一定の動産を処分した場合の処分所得については、所得税を課税しないことにしたと説明するものもある<sup>(67)</sup>。

以上、上記所得税法6条5号は、戦後のインフレ期という経済情勢を踏まえて家にある家財や衣類などを少しずつ売って、何とか食いつないで生活していくような場合を念頭に、そのような場合における家財や衣類等の譲渡から得た利得に対して課税するのは不穏当であるため、非課税とする趣旨で設けられたものといえる。あるいは、譲渡所得の課税を徹底することの反面として、そのような筍生活的な暮らしをしている場合の身の回り品の譲渡による利得に対しては課税しないこととする趣旨であるといってもよい。そして、1個又は1組の価額が3万円を超える貴金属等や美術工芸品等を非課税とすることは上記趣旨に合わない、投資的価値のあるもので1個又は1組の価額が3万円を超えるのは、たとえ生活の用に供するといえども「生活に通常必要な動産」とはいえないとして、その譲渡による所得を非課税の対象外としたのであろう。

## イ 昭和28年度改正

昭和27年度改正で、昭和25年の所得税法施行規則4条の金額基準が3万円から5万円

(64) 塚田十一郎『解説改正税法』40-41頁（日本経済新聞社1950）参照。譲渡所得に対する課税は、昭和22年から一切の資産の譲渡に対して課税されることになったが、当時から生活用動産に対する課税は執行上困難であったので、昭和25年の改正で非課税規定が設けられたことを説明するものとして、大蔵省主税局編『最新法人税・所得税例解 決定版』88頁（大蔵財務協会1952）参照。改正前の取扱いに関する記述であるが、原口好松『最新所得税法の解説』24頁（法文社1949）も参照。

(65) 長迫倍民「改正所得税法の解説」税通臨時増刊号通巻53号26頁、34頁（1950）。

(66) 新村出編『広辞苑〔第17版〕』1791頁（岩波書店2018）参照。もともと、筍は一枚一枚皮を剥ぐが、その度に少しずつ身を太らせ、丈を伸ばし、竹に成長してゆくが、世間のいう筍生活とは、これと反対に、一枚皮を剥ぐ度に、身を削り、丈を縮め、細く小さくなっていく玉ねぎ生活であり、それでもインフレ下で生きていかなければならなかったという見方もある。浦新八「上手な竹の皮のハギ方」実業の日本50巻2号38頁以下（1947）参照。

(67) 平田敬一郎「改正所得税解説」財政経済弘報169号2頁（1950）参照。

に引き上げられたほか、譲渡所得、山林所得及び一時所得については、これらの所得を通じて10万円を控除して、他の所得と総合課税することとされた。これらの所得が臨時的な所得であって、一時に高率の累進課税を行うに適さず、特に少額な場合は課税から除外すべきであるとの見地から10万円を控除することとしたものと説明されている<sup>(68)</sup>。

生活用動産の譲渡による損失相当額をないものとする所得税法9条2項1号の前身規定が挿入されたのは有価証券の譲渡による所得や法人の解散、合併等により株主等が得る所得が非課税とされた昭和28年の税制改正である。この改正により、同号に次の規定が設けられた。

昭和28年所得税法9条2項1号

営利を目的とする継続的行為による場合を除き、第6条第5号〔筆者注：「生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものの譲渡に因るもの」に係る譲渡所得を非課税とするもの〕に規定する資産の譲渡による収入金額が当該資産の取得価額及び譲渡に関する経費の額の合計額を満たない場合におけるその不足額

上記規定については、「非課税所得とされている所得については、その損失は課税上考慮されない。すなわち、生活用動産又は有価証券の譲渡損及び株式の消却、減資、脱退、退社、法人の解散、合併、証券投資信託の終了、一部解約の場合における分配財産が株式等の取得費に満たない場合の損失は、いずれも考慮されない」と説明されている<sup>(69)</sup>。非課税所得とされている所得であることが先にあり、このことを前提として、その損失を課税上考慮しないと説明しており、その逆ではない。「この種の資産の譲渡による損失は、家事消費的性質が強い」<sup>(70)</sup>という考え方が規定の裏側に存在している可能性もある。

ウ 昭和40年度改正

昭和40年改正前の所得税法6条5号における「第9条第1項第8号に規定する所得〔筆者注：譲渡所得〕のうち、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定め

(68) 泉美之松「27年度税制改正の概要」財政17巻4号16頁(1952)参照。長迫倍民『昭和27年4月改正税法の解説』29頁(日本法令様式販売所1952)は、「改正前においても、山林所得及び譲渡所得については、変動所得としての平均課税によることを認め、その負担の軽減が考慮されていたのであるが、これらの所得の偶発性及び名目的なものを含むこと等からする負担力、特に小額者の負担力と小額所得の把握の困難等を考慮し、10万円の控除が設けられた」と解説している。

(69) 大蔵省主税局税制第一課編「改正税法総解」財政18巻10号37頁(1953)。なお、泉美之松「昭和27年度税制改正の概要」ジュリ4号34頁(1952)は、昭和27年度改正の解説において、「譲渡所得、一時所得及び山林所得については、これらを通じて10万円を控除した後の金額を課税所得として他の所得と合算課税するとともに、その反面損失についても10万円以下は損失として計算しないこととされている」と説明している。

(70) 注解所得税法研究会・前掲注(61)1182頁。藤田良一「所得税法上の資産損失制度に関する一考察」税大論叢13号178頁(1979)、碓井光明「判批」税務事例19巻3号4頁(1987)、渋谷雅弘「譲渡損失」日税研論集47号143頁(2001)も参照。なお、「生活用動産の譲渡損は消費的性質を持つ家事費だと考えることは、家屋等の減価償却不動産の譲渡損を課税上考慮することと矛盾する」という見解として、佐藤・前掲注(46)56頁の脚注(15)参照。

るものの譲渡に因るもの」という部分は、昭和40年の所得税法全文改正によって「自己又は配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産で政令で定めるものの譲渡による所得」（所得税9①八）に改められた。すなわち、「生活に通常必要な」家具等の資産という部分が「自己又は配偶者その他の親族が生活の用に供する」家具等の資産という表現に変更された。

この改正の趣旨については、「生活用動産の譲渡による所得に関する規定の整備」として、「この非課税とされる範囲は、納税者が生活の用に供している生活用動産の譲渡による所得のみであるのか、それともその親族が生活の用に供している生活用動産の譲渡による所得も含まれるのか、必ずしも明らかでなかったため、今回これを改め、納税者またはその配偶者その他の親族が生活の用に供している家具、じゅう器、衣服その他の生活用動産の譲渡による所得が非課税とされる旨を明らかにすることとなりました」と説明されている<sup>(71)</sup>。

かかる説明を読む限り、昭和40年の全文改正によって条文の文言の変更や、法律と政令の文言の入れ替えのようなことが行われているものの、同改正は改正前の規定の趣旨や内容を大きく変更するものではなさそうである<sup>(72)</sup>。かかる見方が妥当するのであれば、現行所得税法9条1項9号は基本的には昭和25年法の趣旨を引き継いでいるといえる。

## エ 小括

これまで考察したところによれば、所得税法9条1項9号の趣旨について、生活用動産に係る譲渡損失を所得計算に反映させないことにあり、損失を考慮しない以上、たとえ所得が生じても課税対象としないことでバランスをとっていると解すべきであるのかは、見解が分かれそうである。この点は、同法9条2項1号について、「生活に通常必要な動産」の譲渡から譲渡益が発生しても所得税を課さないことの裏返しであると説明するのか<sup>(73)</sup>、同法9条1項9号について、「生活に通常必要な動産」の譲渡から譲渡損失が発生しても所得計算に反映させないことの裏返しであると説明するのか、という問題視点とも関わる。

昭和27年の改正で、譲渡所得に特別控除が認められることになったが、これをもって上記の趣旨を完全に失わせるものであったとは論断できないであろうし、所得税法9条2項1号の規定が設けられたのは翌年の改正である。また、当時と現在の社会状況を比較考慮した場合に、筈生活的なものは全く存在しないと簡単に片付けていいかは議論の余地がある。

所得税法9条1項9号は、もともと、戦後のインフレ期という経済情勢を踏まえて、家にある家財や衣類などを少しずつ売って、何とか食いつないで生活していくような場合を念頭に、そのような場合における家財や衣類等の譲渡から得た利得に対して課税するのは不穏当であるため、非課税とする趣旨で設けられたものであると理解した上で、今日においてその趣旨はやや時代に合っておらず、同号の存在意義は譲渡損失を否認することにあ

(71) 掃部実「所得税法の改正（一）」『昭和40年改正税法のすべて』23-24頁（国税庁1965）。

(72) 池本征男「判批」税理30巻9号127頁（1987）、佐藤・前掲注(46)42頁も参照。

(73) 増井・前掲注(41)45頁、中里実ほか編『租税法概説〔第4版〕』144頁〔浅妻章如〕（有斐閣2021）、水野・前掲注(61)『大系租税法〔第3版〕』339頁参照。

るといふ説明が妥当かもしれない<sup>(74)</sup>。

### 3 NFTの譲渡益は非課税とされ、譲渡損失はなかったものとされるか

前記Ⅲ3のとおり、営利目的で継続的にNFTの製作や販売を行っているわけではない一般の個人が、他者から購入等した「NFTに紐付けられた実物絵画の所有権」や「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を他人に譲渡した場合の譲渡益はまさに所得税法33条の資産の譲渡による所得として、譲渡所得になりうる。そうすると、上記の譲渡所得の非課税規定の適用の有無と譲渡損失が無視される規定の適用の有無を検討しなければならない。この先に分かれ道があり、NFTが実物絵画とデジタル絵画のどちらと結び付いているかによって、課税関係が異なりうる。

前記1(1)のとおり、所得税法9条1項9号及び同法施行令25条によれば、譲渡した資産が、①自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供するものであり、②「生活に通常必要な動産」であり、かつ、③貴金属等又は美術工芸品等に該当しない場合、あるいはこれに該当しても1個又は1組の価額が30万円以下のものに該当する場合の当該資産の譲渡による所得は非課税となる<sup>(75)</sup>。

ここで、実物絵画を譲渡した場合を例として、少し考察を加えてみよう。通常、実物絵画は、その価額が1つ30万円以内であれば、非課税であると説明される。ただし、かように譲渡により利益がある場合は非課税である一方で、譲渡により損失が出る場合には、その損失相当額はないものとされる(所得税9①九、②一)。なお、その価額が1つ30万円を超える実物絵画のように上記の非課税の規定の適用がない実物絵画を譲渡した場合には、譲渡益については、原則に戻って課税され、譲渡損失については、譲渡所得内部での通算は可能であるが他の所得とは通算できない(所得税69②、所得税令178①三)。

それでは、NFTの譲渡をした場合も上記非課税の規定(同時に、損失をなかったものとする規定)の適用があるか。この点については、NFTが実物絵画とデジタル絵画のどちらと結び付いているかによって、課税関係が異なりうる。

(74) 現行所得税法9条1項9号は、「戦後のインフレ期において、売り食いによる『竹の子生活』を強いられた人々には課税しないという方針で設けられたもの」であり、少額不追求や取得費算定の困難さも理由とされるものの、「しかし、この非課税規定が、今日意味を持つのは、むしろその譲渡損失が否認されることにあると思われる」という岡村忠生教授の見解は得心がいく。岡村・前掲注(35)210頁参照。谷口・前掲注(58)304-305頁も参照。

(75) 参考として、国税不服審判所平成23年6月17日裁決(裁決事例集83集678頁)は、請求人による下着等のオークションによる販売について、その販売の回数、方法、態様及び決済金額等に鑑みると、生活用品としての下着等の時価相当額による売上の域を超えて、女性が着用等した下着等という商品を新たに創出してこれを時価相当額を上回る付加価値付きの価額で愛好者に販売する行為といえることができるから、生活用動産の譲渡による所得を非課税とした趣旨に鑑みても、当該下着等の譲渡による所得は、所得税法上の「生活に通常必要な動産」の譲渡による所得に当たらないと判断した。同裁決は、所得税法9条1項9号及び同法施行令25条の趣旨について、「戦後のいわゆる『竹の子生活』といった経済状況等を考慮して零細な所得を追及しないという執行上の配慮、又は、本来、生活用動産は投資ないし投機目的で所有するものではなく、通常はその購入価額以上で売却することができるものではないといった事情等により、当該生活用動産の譲渡による所得を非課税としている趣旨のものと解される」とした上で、「ある動産の譲渡による所得が非課税となるか否かは、当該動産の用途、使用状況を考慮する必要があることはもとより、当該譲渡が行われた際の状況等をも考慮する必要があると解するのが相当である〔下線筆者〕」としている。

課税関係を考察する際に、基本的には、NFTに紐付けられた資産や権利に着目すべきであるという前記Ⅲ1の前提を採用するならば、「NFTに紐付けられた実物絵画の所有権」を譲渡する場合には、上記のNFTを利用せずに実物絵画を譲渡した場合と同じ課税関係になると解される。他方、「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を譲渡する取引についてはどうか。所有権の客体は物であり、不動産以外の物を動産といい、物とは有体物をいい（民85、86②、206）、かつ動産は有体物に限定されるという理解を前提とするならば、有体物ではないデジタル絵画に対しては所有権を観念できない。NFT、デジタル絵画、これを利用する権利のどれをとっても、有体物ではなく、動産に該当しない。この点でNFTが実物絵画と結び付いている場合と状況は異なり、所得税法9条1項9号の適用はない。すなわち、「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」は、所得税法9条1項9号の資産に該当すると解するものの、同法施行令25条の動産ではないことが明らかであるため、同号の適用はない<sup>(76)</sup>。

デジタルコンテンツの真正な保有者の証明を可能とし、相互運用性も提供するNFTとこれと相性のいい仮想空間の相互利用が一般の個人の生活にも浸透する可能性があることも考慮すると、デジタル絵画が、実物絵画と同じように、「生活の用に供する」ものといえるか、「生活に通常必要な」ものといえるかという点に関心が向けられる。そして、前記1(2)及び(3)の考察を踏まえると、これらの点が肯定される可能性が皆無とはいえないように思われる。しかしながら、現行法令においては、「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」、「NFTに紐付けられたデジタル絵画」、あるいは「デジタル絵画と結び付いているNFT」を譲渡する取引については、動産の譲渡に該当しないのであるから、仮に上記の各点が肯定されるとしても、非課税の規定の適用はないということになる。

#### 4 所得税法施行令25条は委任の趣旨を逸脱するか

所得税法9条1項9号からの委任を受けて設けられている同法施行令25条は、同号の適用対象となる資産を動産に限定している。このことが同号の委任の趣旨に反しないかが問題となる。簡述すると、憲法41条及び84条等によれば、政令が法規範としての性質を帯びて法的効力が認められるためには法律の委任が必要であるし、その内容が委任の趣旨を逸脱する場合には少なくとも当該政令における逸脱部分の法的効力は認められない<sup>(77)</sup>。

前記2(2)エのとおり、所得税法9条1項9号の前身である6条5号は、もともと、戦後のインフレ期という経済情勢を踏まえて、家にある家財や衣類などを少しずつ売って、何とか食いつないで生活していくような場合を念頭に、そのような場合における家財や衣類等の譲渡から得た利得に対して課税するのは不穏当であるから、非課税とする趣旨で設

(76) 同様の理由から、暗号資産も「生活に通常必要な動産」には該当しないと解される。ただし、該当する可能性を認める見解もある。酒井克彦「仮想通貨と所得税」税理61巻11号17頁（2018）参照。

(77) この点に関して、泉絢也『パブリックコメントと租税法』25頁以下（日本評論社2020）参照。泉・同書34頁以下によれば、ここでの考察は、政令の規定内容が法律からの委任の範囲を超えているかという点のみではなく、委任の趣旨に照らして規定内容が十分なものであるかという点も含めた広い意味での政令の法律適合性の問題として捉えることも可能である。

けられたものである。かような趣旨を前提とすると、同号が創設された昭和25年当時において、無体財産権のようなものを想定せずに、政令で非課税の対象を動産に限定する定めを設けたとしても、同号の委任の趣旨に反するとは直ちにはいえないと解される<sup>(78)</sup>。当時、譲渡所得の基因となる資産の中に、特許権等の無体財産権も含まれることが想定されていたことを前提とすると<sup>(79)</sup>、かかる動産限定は意図的なものであったという見立ても成り立ちうる。

昭和25年所得税法6条5号の「生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるもの」という政令委任に係る部分との関係に言及しておく、上記のような理解は、当該部分が「生活に通常必要な」（昭和40年度改正以後は「自己又は配偶者その他の親族が生活の用に供する」）としていること及び「家具、什器、衣服その他の資産」として「家具、什器、衣服」と「資産」を、並列関係を表す「その他」ではなく包括的例示関係を表す「その他の」という用語で結んでいること<sup>(80)</sup>に照らしても支持しうる<sup>(81)</sup>。昭和25年当時の国会において、立案当局が、随所で、生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服その他一定の動産についての譲渡所得は所得税を課さないこととした旨を述べていることや<sup>(82)</sup>、昭和25年所得税法6条5号や現行所得税法9条1項9号が、一貫して、家具、じゅう器、衣服として生活用の動産を例示して委任していることも、上記のような理解を下支えする。

現行所得税法9条1項9号は基本的には昭和25年法の趣旨を引き継いでいるというのであれば、上記のような理解は現行法下においても基本的に妥当する（前記2(2)ウ参照）。

## V 結びに代えて

本稿では、営利を目的として継続的にNFTの製作や販売を行っているわけではない一般の個人が、他者から購入等した「実物絵画と結び付いているNFT」を譲渡した場合は「NFTに紐付けられた実物絵画の所有権」を譲渡したことになり、また、「デジタル絵画と結び付いているNFT」を譲り受けて譲渡した場合は「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を譲渡したことになり、いずれの場合もその譲渡による所得は所得税

(78) 動産に限定することにより、不動産を上記規定の適用対象外とする意図があったのかもしれないが、いずれにしても、委任の趣旨に反するとはいえないと解される。なお、所得税法9条1項9号の非課税規定が、今日意味をもつのは、むしろその譲渡損失が否認されることにあるという理解を前提にするとしても、現行所得税法施行令25条が同号の適用対象資産を動産に限定していることのみをもって、直ちに委任の趣旨に反するとはいえないと解される。

(79) 例えば、原口・前掲注(64)24頁参照。

(80) 林修三『法令用語の常識〔第3版〕』17頁（日本評論社1975）、伊藤義一『税法の読み方・判例の見方〔改訂第3版〕』167頁（TKC出版2014）参照。

(81) 昭和40年改正後の条文に関するものであるが、「その他の」という用語が使われていることを理由に、所得税法施行令25条の資産の範囲は、家具、じゅう器、衣服に準ずるものないしは類するものとし、制限的に捉えられねばならないとする見解として、北野弘久『サラリーマン税金訴訟〔増補版〕』303頁（税務経理協会1990）〔初出1987〕参照。

(82) 例えば、昭和25年2月24日の第7回国会衆議院大蔵委員会第19号における池田勇人大蔵大臣（当時）の発言参照。

法上の譲渡所得に該当するという見解を示した（前記Ⅲ 3 参照）。NFT に特有の課税関係を考察する際の着眼点として、① NFT そのもの、② NFT に紐付けられた資産ないし権利、③その紐付けの態様の3つがあり、どれに着目するかによって見えてくる光景は異なるところ、上記の見解は、基本的には②に着目すべきであることを前提としていた。

このことに鑑み、本稿における譲渡所得該当性を中心とする各結論に再考を促す可能性のある例又は各結論が直ちには当てはまらない例を挙げておく。所得税法 33 条の資産の譲渡に該当しないような地位の移転も存在するという観点から、譲渡所得該当性が否定される可能性も考慮に入れている。

- ・ NFT を購入した者が何らの法的権利も有していないようなケース<sup>(83)</sup>
- ・ NFT の譲渡に際し、NFT 保有者の有する権利が消滅し、製作者等が直接、新たに他の者に当該権利を設定する（利用を許諾する）ような仕組みがとられているケース
- ・ 製作者が最初に NFT を発行し、販売する場面

製作者が最初に NFT を発行し、販売する場面に関する補足として、製作者が自己の製作した NFT を自家消費したり、無料で配付（giveaway）したりする場合には、時価等で収入を計上することを要請する所得税法 39 条、40 条又は 59 条の適用の有無を検討しなければならないが、著作物の利用許諾等に係る権利の設定と構成すると、資産を移転ないし譲渡する取引に該当しないため、これらの規定の適用はないという見方が出てくること及びこの場合でも対応する必要経費の算入が認められない可能性があることに注意が必要である<sup>(84)</sup>。ただし、NFT それ自体に着目することで、資産を移転する取引に該当するという検討視点もありうることを指摘しておく。

また、執行に関する補足も述べておく。国税庁ないし末端の税務職員は、NFT は一般に投資対象として保有されているという理解を前提として、特段の事情のない限り、NFT の取引は営利目的による継続的な資産の譲渡であってその譲渡益は譲渡所得に該当しないという立場から<sup>(85)</sup>、税務調査や課税処分を行う可能性もある（ただし、所得税法施行令 25 条の各号に貴金属等や美術工芸品等が掲げられていることからすれば、保有目

---

(83) NFT については、モノや法的権利との関係でのみ捉えるべきではないであろう。参考として、特定のアートに紐づく NFT の保有者であること（その作品のパトロンであること）を NFT の購入・保有という事実により世間に示せるだけで、何らかの利用が許諾されているわけではない場合も多く見られるという見解として、天羽＝増田・前掲注(3)188-189 頁〔増田＝古市〕参照。インタビュー記事において、増田雅史弁護士は、NFT をもっていることでどのような権利が生じるのかという文脈において、現状では、権利関係は基本的に契約の形で表現するしかなく、権利が全く伴わないものもあるとした上で、「NFT を手に入れたら何らかの法的な権利が当然に手に入るという誤解」と「NFT の保有者に何らかの許諾をするのであれば、その内容や条件は正確に書く必要がある」ことに言及している。<https://www.metaverse-style.com/interview/3356>。

(84) NFT の時価の問題も含めて上記の論点に関する参考として、泉絢也「NFT の課税問題について（1）・（2）」Coinpost (2021.12.30 8:00, 17:00) 参照。  
<https://coinpost.jp/?p=305612>、<https://coinpost.jp/?p=305832>。

また、一見すると、課税実務において法令上の取扱いとは異なる取扱いを行っているように見受けられる場合もあるので注意を要する。参考として、西野克一ほか『回答事例による所得税質疑応答集〔平成 22 年改訂版〕』368 頁、441 頁、959-960 頁（大蔵財務協会 2010）における「画家が自己の製作した作品を他の者に無償で提供した場合」、「趣味で取得した絵画を得意先に贈与した場合の必要経費」及び「画家が自己の製作した絵画を国等に寄附した場合の寄附金控除額」の各回答参照。

的に投資対象の要素が少しでも認められるのであれば、譲渡所得該当性が否定されるというわけでもない)。NFTの課税関係について、国税庁内部における法的拘束力を有する法令解釈通達の発遣が期待されるが、行政手続法所定のパブリックコメントを実施しなければならない可能性があること等を考慮すると、国税庁は、暗号資産の課税関係と同じく、内部的法的拘束力を有しない可能性のある<sup>(86)</sup>情報(FAQ)で対応することが予想される。もっとも、通達か、FAQかという形式にかかわらず、原案に対してパブリックコメントを実施した方が国税庁と国民双方にとってよりよいものができるであろう。いずれにしても、NFTのユースケースや裏付け資産及びその取引の法的構成は多様であり、「NFTの課税関係はこうなる」と断定的、一律に説明するのは困難であるから、汎用性のある情報の作成は難しいかもしれない。

異なる問題視覚として、NFTの普及によって、個人のNFTアーティストやクリエイターなどによるMetaMaskに代表される暗号資産ウォレットの利用や、海外のマーケットプレイス又はプラットフォームの利用が進んだ場合、国税庁による所得の捕捉が困難となることは明らかである。これに関連して、個人によるDeFiやGameFiの利用も徐々に増えつつあることも踏まえると、執行上の便宜や納税環境整備の観点から、何らかの対策を講じる必要があるだろう。もう少し付言しておく、上記の所得税法59条の適用に関して、一般の個人が法人に対してNFTを贈与又は低額譲渡する場合に、その個人に時価課税されるリスクを検討する必要があるが、そもそも暗号資産ウォレットやスマートコントラクトを利用して取引するNFTについて、取引の相手方が法人であるか、個人であるかの確認を求めることは現実的か、という問題がある。源泉徴収の可否の問題やDAO(自律分散型組織)の課税問題と同様に、Web3.0時代に税制が直面するであろう課題の1つとして捉えておくべきである。

さらに、暗号資産の譲渡による所得との関係にも言及しておく。学説の中にはかかる所得の譲渡所得該当性を肯定するものもあるが<sup>(87)</sup>、国税庁はこれを否定する。国会における当局の答弁によると、国税庁は、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」であるとする清算課税説<sup>(88)</sup>を前提として、暗号資産の支払手段性を強調することにより、その譲渡による所得は、外貨と同様に、資

(85) 裁判例において、所得税法33条2項1号の「営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡」であるかは、種々の事情を総合的に判断すべきであるとし、その具体的な考慮事情として、譲渡の経緯、期間、回数、数量、金額、相手方のほか、資金繰り、事業所等、広告・宣伝等の方法、保有目的、譲渡資産の取得及び保有の状況、譲渡者の職業等を総合考慮することにより判断されていることについて、泉純也「仮想通貨の譲渡(売却又は使用)と所得税法上の所得区分—外国通貨や為替差損益に対する課税問題も視野に入れて—」税務事例50巻10号17頁(2018)参照。

(86) 国税庁のQ&Aは内部的な拘束力を有していないという国税庁の見解を紹介するとともに、租税法律主義に抵触する可能性があるQ&Aが存在していることについて批判的に言及するものとして、鈴木涼介「租税行政におけるQ&Aの法的性格とその存在意義」第33回日税研究賞入選論文集95頁以下(2010)参照。

(87) 金子・前掲注(36)265頁参照。譲渡所得該当性を否定する国税庁の見解に対する疑問や国税庁の見解の論拠については、泉純也「なぜ、暗号資産(仮想通貨、暗号通貨)の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか?—国会における議論を手掛かりとして—」千葉商大論叢57巻1号109頁以下(2019)参照。

(88) 最高裁昭和43年10月31日第一小法廷判決(集民92号797頁)など参照。

産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にする、という立場であると思われる。そして、暗号資産について、資産であることを認める一方<sup>(89)</sup>、譲渡所得の基因となる資産（所得税法33条にいう資産）には該当しないとしている<sup>(90)</sup>。本稿で考察の前提とした実物絵画やデジタル絵画と結び付いているNFTは、いずれも支払手段としての経済的機能を有しておらず、基本的にはその裏付け資産が価値を構成するものであって暗号資産ではないことを前提としている。よって、暗号資産の譲渡による所得の譲渡所得該当性を否定する上記国税庁の理屈はNFTには当てはまらない。この辺りは、NFTと資金決済法上の暗号資産とで課税関係が異なる要所ともいえる。

なお、暗号資産関連の課税関係について迅速かつ積極的に情報発信してきたオーストラリア国税庁は、NFTについても、その課税上の取扱いに係るガイダンス等を公表し、暗号通貨（cryptocurrencies）と同じルールをNFTに適用すると説明している。すなわち、所得税制に関して、キャピタルゲインとしての優遇規定や個人使用資産免税規定の適用があるということになるが、収集品規定の適用はないという立場のようである<sup>(91)</sup>。NFTには、その価値の裏付けともいべき資産が存在することを前提とすると、暗号通貨と同じルールを適用することに一般的な合理性が認められるかという点については議論の余地がある。

最後に、所得税法施行令25条が同法9条1項9号の適用対象資産を動産に限定していることのみをもって、直ちに委任の趣旨に反するとはいえないものの、現在の社会状況等に鑑みて、動産に限定することが妥当であるかという問題を提起しておきたい<sup>(92)</sup>。

本稿では、NFTが実物絵画とデジタル絵画のどちらと結び付いているかによって、課税関係が異なりうることを指摘した。すなわち、「NFTに紐付けられた実物絵画の所有権」を有する個人がこれを他人に譲渡した場合において、自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供するものであって、その価額が1つ30万円以下であれば、所得税法9条1項9号の適用があり、その譲渡益は非課税となりうる一方、譲渡により損失が出る場合には、同条2項1号により、その損失相当額はないものとされ、損益通算どころか内部通算もできない。

これに対して、「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を譲渡した場合の譲渡益については、所得税法9条1項9号の適用はなく、常に課税対象となる代わりに、その譲渡損失については、同条2項1号の適用がなく、その損失相当額がないものとされることはない（次稿で考察するが、その譲渡損失については、NFTが所得税法施行令178条1項の「生活に通常必要でない資産」に該当するものとして、内部通算はできるものの損益通算を制限されることが考えられる）。

上記のような課税関係の分かれ道を作り出す規定上の要因は、現行所得税法施行令25

(89) 暗号資産が所得税法上の資産であることは、棚卸資産の定義から暗号資産を除外するなどした令和元年度（平成31年度）の改正法にも表れている（所得税2①十六）。

(90) この辺りの議論については、泉・前掲注(87)参照。

(91) <https://www.ato.gov.au/Individuals/Investments-and-assets/In-detail/Cryptocurrencies/Tax-treatment-of-non-fungible-tokens/>、<https://community.ato.gov.au/s/question/a0J9s0000001IPwEAM/p00047098?referrer=a0N9s000000DacDEAS>。各規定の内容については、泉絢也「オーストラリアのキャピタルゲイン税制と暗号資産（仮想通貨）課税」千葉商大論叢58巻2号141頁以下（2020）参照。

条が同号の適用対象資産を動産に限定している点にある。あらゆる課税場面で実物絵画とデジタル絵画を同一に扱う必然性はないと思われるが<sup>(92)</sup>、上記の点に合理性は認められるであろうか。立法的背景や趣旨を前提とすると、同号が創設された昭和25年当時において、無体財産権のようなものを想定せずに、非課税の対象を動産に限定する定めを政令で設けたとしても直ちに委任の趣旨に反するとはいえない(前記IV4参照)。

しかしながら、実物絵画のようにデジタル絵画を部屋に飾ることができる装置は既に市販されているし、NFTがさらに発展し、浸透するのであれば、デジタル絵画も実物絵画とほぼ同じように個人によって保有され、生活の用に供され、処分等される機会が増えるであろう。もう少し先の未来を見据えると、個人が保有するデジタル絵画を飾ることができるような仮想空間、様々な活動やコミュニケーションができるようなメタバースも生活空間の一部として一般に認知されていく可能性(リアルとデジタルの両世界が高度に融合する可能性)もある。

このような中で、自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供するデジタル絵画は、事実上、生活に通常必要な資産としての地位を獲得するのではないか、という見立ても出てくる。このような段階においては、デジタル絵画や「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」の保有や譲渡に係る所得ないし損失を実物絵画のそれと同じように取り扱うことが公平性や中立性に資するという見解も登場するであろう。差し当たり、デジタル絵画やこれと結び付いているNFTを実物絵画の場合と同じように譲渡益を非課税と

(92) 他に適用対象を動産に限定する規定として、例えば、相続税の物納に関する規定がある。NFT、デジタル絵画、これを利用する権利は、いずれも動産に該当しないため、物納の対象とならないし、特定登録美術品の物納優先順位の繰上げの対象ともならないことが考えられる(相続税41、美術品公開促進法2一・三、3、租特70の12)。この場合には、物納による譲渡所得等の非課税の規定(租特40の3)の適用も受けられないことはいうまでもない。

なお、インターネット上では、「公共のデジタルミュージアム収蔵用のアカウントを作って、ある一定の基準を満たしたNFTの寄贈は、公共への寄付として寄附金控除の対象にするという案」が示されている。ほりまいな@暗号資産研究部「NFTの近未来、公共への寄付とその意味。」(2021.12.12 14:52)。https://note.com/hollyminer/n/naf7b2376c866.

NFTの寄付については、所得税法の寄附金控除(所得税78)の規定と合わせて、国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税(租特40)や国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等(租特70)の規定の適用の可否も検討する必要があることになり、興味深い。文化審議会文化政策部会アート市場活性化ワーキンググループ報告書「アート市場活性化を通じた文化と経済の好循環による『文化芸術立国』の実現に向けて」の概要版4頁(2021.3)には、「誰もがアートを購入しやすい環境を作るため、アートの価格が客観的に分かりにくいこと、寄附や相続の際の価格根拠や算定の仕組みが不透明であるなどの課題を解決することが重要であり、例えば、価格の透明性を高めるための公的な鑑定評価の仕組みの導入、取引の透明性や贋作を排除するためのブロックチェーン技術の導入推奨、購入の後押しとなるような優遇措置等(例えば予算・税制等)を検討すべきではないかとの意見があった」ことが記載されており、税制に関して将来的に何らかの政策的対応もありうることを示唆するものである。ただし、同報告書の13頁も参照。https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/18/.

(93) 例えば、実物絵画とデジタル絵画を比較した場合に、実物絵画の中には時の経過により価値が減少するものがあるが、デジタル絵画は基本的に時の経過により価値が減少しないため、減価償却資産に該当しない、減価償却資産に含めるべきではないといった相違が出てくることが予想される。もっとも、数年で利用できなくなるようなデジタル絵画又はこれと結び付いているNFTを作成した場合にも同様のことがいえるか、という議論がありうる。

し、譲渡損失を無視する規定の対象に加えるべきであるか否かという議論を始めるべきではないか。そこでは、例えば次の点も議論の対象とすべきである。

- ・ 所得税法9条1項9号や同条2項1号の適用対象にデジタル資産ないしこれと結び付いている NFT の譲渡を含めること、あるいは適用対象を動産から資産へと拡大することが前者（及び後者）の趣旨に適合するか。政令の改正のみで対応可能か、法律の改正も必要か<sup>(94)</sup>。
- ・ 所得税法9条1項9号の非課税規定、とりわけ同法施行令25条の30万円以下の貴金属等や美術工芸品等の非課税の規定を維持すべきか。30万円という金額基準は妥当か。NFT の利用によって、デジタルコンテンツは資産性や経済的価値を有するものとなり、これを発行、譲渡<sup>(95)</sup>、保有する取引等が活発化することが予想される中で、今後、本稿で論じたような租税法における実物資産とデジタル資産の現行制度上の取扱いの相違点やその合理性にスポットライトが当たることも増えるであろう。NFT 関連の税制改正については、国策として NFT の発展を推し進めるべきか、租税法の外の世界で、NFT の製作者や保有者を法的に保護する枠組みがどのように構築されるか、各種の規制が強化されるかという点などの影響を受けることに留意する必要がある。

なお、令和4年1月26日、自由民主党は、党のデジタル社会推進本部（平井卓也本部長）の下に NFT の活用策を検討する「NFT 政策検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、法律や税制の整備を議論し、政府が年内にまとめる成長戦略への反映を目指すこととしている<sup>(96)</sup>。上記プロジェクトチームの座長を務める平将明議員は、同年2月4日の衆議院内閣委員会において、暗号資産の課税が問題であることに加えて、NFT の課税関係がグレーであるためルールメイキングを行っていくことに言及している。「成長戦略」の文脈における発言であることが強調されていることからすると、税制改正の実現が強く意識されていることは明らかである。

本研究は JSPS 科研費 19K13498 の助成を受けたものである。

(2022.1.20 受稿, 2022.3.4 受理)

---

(94) 政令の改正で足りるという見解もありうるが、委任の趣旨との関係、生活の用に供する資産に関する規定の整備の必要性及び経済政策的見地からデザインされる可能性を考慮すると、政令の改正で済ますのではなく、法律の改正を行うべきであろう。なお、所得税法の非課税規定の見直しを行う際に参考となる文献として、植田祐美子「所得税制度における非課税所得の在り方」税大論叢 99号 203頁以下（2020）参照。

(95) なお、イーサリアムの考案者である Vitalik Buterin 氏は、譲渡「可能な」NFT は、アーティストや慈善団体を支援するために、それ自体として価値を有するが、譲渡「不可能な」NFT についても、それがどのようなものになるかという点に関して、広く、いまだ開拓されていないデザインスペースが存在するという見解を示している。[https://vitalik.eth.limo/general/2022/01/26/soulbound.html?fbclid=IwAR2-U7di8FHTppfnD3-ZMN2KGzTo2URffIvJhLetai8b\\_33Hb3AK7s33cQ](https://vitalik.eth.limo/general/2022/01/26/soulbound.html?fbclid=IwAR2-U7di8FHTppfnD3-ZMN2KGzTo2URffIvJhLetai8b_33Hb3AK7s33cQ)。

(96) 日本経済新聞電子版「『NFT』活用策を検討 自民、専門組織立ち上げ」（2022.1.26 15：30）参照。

〔抄 録〕

NFT（ノンファンジブルトークン）の課税関係を考察する際の着眼点として、① NFT そのもの、② NFT に紐付けられた資産ないし権利、③ その紐付けの態様の3つがあること及び基本的には②に着目すべきであることを前提とした上で、「NFT に紐付けられた実物絵画の所有権」又は「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」のいずれかの権利を表章する NFT を念頭に置いて、次の見解を示す。

- ・ いずれの NFT を譲渡した場合も、所得税法上の譲渡所得に該当しうる（営利を目的として継続的に NFT の製作や販売を行っているわけではない一般の個人が、他者から購入等した NFT を譲渡した場合）。
- ・ NFT が実物絵画とデジタル絵画のどちらと結び付いているかによって、譲渡益を非課税とする規定や譲渡損失をなかったものとする規定の適用の有無を巡り、課税関係が異なりうる。
- ・ かような課税関係の分かれ道を作り出す規定上の要因は、譲渡益の非課税規定から委任を受けた政令がその適用対象資産を「動産」に限定していることにある。
- ・ デジタル絵画は「動産」に当たらないため上記各規定の適用対象から外れることになるが、かように「動産」であるか否かによって課税上の取扱いを異なるものとするに合理性があるかという疑問を提起しうる。